

第49回平成25年3月与謝野町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成25年3月11日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時25分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平(午後欠席)	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長 (赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶といいますが、皆さんにお願いをしたいわけですが、きょうは東北の大震災からちょうど丸2年のたった日でございます。死者が1万5,880名、行方不明者も今なお2,694名というような、大変な被災でございました。ここに、そういった方々のご冥福に黙祷をささげたいと思います。なお、もう一つ大変悲しいことではありますが、3月7日に与謝峠の福知山側で、与謝野町の本当に将来を託した若い命が、3名のとうとい命が交通事故という不慮の事故で亡くなりました。その方々にもあわせて黙祷の誠をささげたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、黙祷。

(黙 祷)

議長 (赤松孝一) おなおりください。どうぞご着席ください。

また、なお、当町にとりましては大変明るい話題もございまして、昨日は名誉町民であります木崎良子さんが名古屋のマラソンにおかれまして、大変優秀な成績で優勝されました。また、WBCで、プロ野球のほうでは糸井嘉男選手が4番を打たれたり、また、ホームランを打たれたり、大変大活躍でございます。そういった当町を代表する若い方々が全国的にご活躍されています。本当に喜ばしいことだというふうに思っています。

それでは、ここで太田町長よりご挨拶の申し出を承っておりますので、お受けいたします。

太田町長。

町長 (太田貴美) 皆さん、おはようございます。

昨日は、本当に与謝野町にとりましてうれしい話題がたくさんあった一日でございましたけれども、町の防災訓練をさせていただきましたところ、大変雨の中、寒い日でございましたけれども、9,000人弱の皆さん方のご参加を得まして、それぞれの地域で課題にしておりました、想定しておりました災害につきまして大勢の皆さん方の協力のもと、所期の目的を果たすことができました。岩滝地域におきましては、津波に対する、そうした訓練、また、野田川におきましては甚大な被害を想定した市場小学校に現地対策本部を設置して訓練、あるいは防災資機材の展示等もございました。また、加悦地域におきましては要援護者の安否確認等の、そうしたことを目的に昨日は防災訓練が開かれましたけれども、先ほど来、出ておりますように、いつ何どき、そうした災害が襲ってくるかわかりません。昨日だけではなく、今後も引き続き、それらの防災対策につきまして町民の皆さんと一緒に一つ一つ、災害が少なくなるような、減災となるような取り組みを今後も続けていきたいと思っておりますので、昨日のお礼とともに今後におきましての協力をよろしくお願いいたします。

それから、先日、3月8日の日に防衛省近畿中部防衛局企画部長、平松友和様をはじめ2名の方がエクスパンダーの件につきまして概要の説明を受けました。その中身につきましては皆さん方のお手元に配付をしております件につきまして、この場では中身までは申し上げませ

んけれども、よくお目通しをいただきまして、今後についての、また、いろいろな細かな情報がございましたら、ぜひ、我々にも教えてほしいということをお願いをいたしまして、一昨日の説明は、そういうことで終わらせていただきました。

それから、もう1点、ここの議場にもおいででございます井田義之さんが、京都府スポーツ賞という中で特別栄誉賞ということを受けられまして、わざわざ、そのご報告に来ていただきました。平成5年から石川の体育協会の会長、そして、15年からは野田川の体育協会の会長、また、与謝野町になりまして、体育協会を統一され、その設立に尽力され、初代会長としていろいろと充実を図っていただいた。とりわけ平成20年の与謝野町内を一周します駅伝競走を初めて開催していただきましたし、また、与謝野大江山登山マラソンの実行委員長として大会を成功裏に導いていただいたというような、与謝野町はもとより丹後地域の体育団体の中で卓越した指導力と行動力を発揮されたという点で、特別栄誉賞をお受けになりました。本当に、いろいろとありがとうございました。また、おめでとうございます。

ということで、大変、町にとりましても喜ばしいことの報告をさせていただくとともに、本日、東日本の大震災の日でもございます。そうした中で、そうしたことが起こらないような、また、その方たちにも思いをはせながら、この町の防災等につきましても頑張ってまいりたいと思います。本日はどうもありがとうございます。

議 長（赤松孝一） ここで、ご連絡をしておきます。本日、13時より議会運営委員会が開会をされます。また、本日の一般質問終了後には収賄問題の調査委員会も開会されまして、なおその後、文教厚生常任委員会が開会される予定になっておりますので、各委員会の議員の方々にはよろしくお願いをいたします。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。14人の議員から質問の通告がありましたので、通告順によりまして、順次質問を行います。

早速ですが、5番、塩見晋議員の一般質問を許します。

5番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） おはようございます。

3月も中旬に入りまして、ひと雨ごとに春らしくなってくるような気配があります。先ほど議長の指示で黙祷をさせていただきましたが、本日は日本人として忘れてはならない東日本大震災が起きた日であります。改めて犠牲になられた方のご冥福をお祈りするとともに被災された方にお見舞いを申し上げたいと思います。

それから、きのうの町の防災訓練に、私も自分の持ち場として参加していたところが終わりましたから、市場小学校のほうに行かせていただきました。自衛隊のたき出しというんですか、おいしいカレーをいただいて帰りました。また、一般の方が、私たちのところで記録した限りでは8,286人の方が参集されたというふうに入っております。

それから、議長も町長も触れられましたが、また、一般質問でも、また宮崎議員が触れられると思いますが、非常に与謝野町としても元気を与えてくれる2人のうれしいニュースも入っております。

それでは、通告に基づき一般質問をいたします。まず、平成25年度当初予算についてであり

ますが、通告書の質問要旨の中で経常経費、常の経費を計算上の経費と間違えていましたので、訂正をさせていただきます。

それでは本題に入ります。町長は昨年11月1日、教育長、各課長に25年度予算編成では総予算の大幅圧縮につながる予算要求として、平成28年度から普通交付税の段階的縮減を見越して、それまでの3年間で段階的に5%ずつの圧縮となるよう創意工夫を図って下さいなどの指示をされました。予算審議に先立ち配付された当初予算を見てみますと、予算規模は一般会計、特別会計、水道事業を含めた総額では198億6,970万円となっており、24年度当初予算より2.8%の減額となっております。その中で一般会計は109億9,100万円で、24年度当初予算より2.1%の減額となっています。

歳入面では、歳入が24年度より1億9,158万円増額の4億3,600万円になり、78%ふえています。歳出では、歳出の45.3%を占める義務的経費、人件費、扶助費、公債費は、24年度より1.4%ふえて約50億円となっています。同じく歳出で27.7%を占める消費的経費は、24年度より4.8%ふえて約30億円となっています。一方、歳出の20.2%を占める、その他の経費、積立金、繰出金は24年度より6.1%減額の約30億円となっています。中でも歳出の6.8%を占める投資的経費、普通建設事業費等は24年度より28.4%減額の7億4,722万円と、大きく落ち込んでおります。全体として25年度予算は、24年度より投資的経費などの歳出を絞り込み歳入の不足分は基金繰り入れて編成されているようであります。

そこで質問に入ります。25年度当初予算については、昨年からは始まった予算編成で町長指示のとおり縮減に対応するため、行政一丸となって仕上げられたことと理解していますが、総予算の大幅圧縮につながらなかったのはなぜでしょうか。

また、指示の事業評価の実施の項目で、事業評価シートを利用して総合計画の実施計画に掲げている全ての事業の実施状況を確認、検証するようになっていましたが、その検証結果はいかがでしたでしょうか。同じく指示の予算要求にかかわる基本的事項では、既存事業や懸案事業の再検討、再精査を行い、効率性の低いもの、時代の要請に合わないものは、廃止を含めて見直して下さいとなっていました。検討の結果、廃止や、大きく変更となった事業は、どのようなものであったのか、その効果をお聞かせ願いたいと思います。

次に、第2次行政改革審議会の議論について、質問をいたします。今年2月まで行われた5回の委員会の内容について、全ての審議がホームページで公開されています。傍聴には行けませんが、その都度、拝見しておりました。私は行政改革はとどまることなく続けていかなければならない課題であると認識しておりますので、今日までの行政改革を少し振り返ってみたいと思います。合併前の岩滝町と野田川町は行政改革大綱を定めて実行していましたが、小泉内閣の三位一体改革で歳入全体が大きく減額され、平成16年度では地方交付税と財源対策債等を合わせて12%の削減になり、地方自治体の運営に大きな不安を与えました。また、合併前には合併準備も重なり旧3町とも基金を取り崩して歳出を補ってきました。新町になり、第1次の行革委員会が平成18年4月、町長の諮問を受け13回の委員会を経て19年9月に行政改革大綱を策定し、20年度より24年度までの間、効率的な行財政システムの確立と持続可能な行財政運営を目指して、歳出の徹底した削減を基本方針に進めてきました。

25年度からの行政改革については、昨年11月8日、町長より大綱策定の諮問を受けた第2次行政改革審議会が新しいメンバー8人で立ち上げられ、審議が始まりました。第1回目の委員会では基本方針として、一つ目に収支の黒字化を最大の目標にする。二つ目に行革目標を個別設定ではなく、全体の黒字化を目標とする。三つ目に取り組み目標を示して進める。四つ目は総人件費を抑制するの4点が確認されて進められてきました。現在、大綱原案のパブリックコメントを求める段階までできていまして、3月末までに答申が出る予定となっているようであります。

委員さん方には与謝野町の将来のために日々お忙しい中を精力的に議論をしていただき、行革大綱の原案作成まで進めていただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。

25年度予算の策定と第2次行政改革の議論が同時期に並行して行われ、大綱も答申も、まだされていない状況の中で、25年度予算に行革の議論が反映できているのだろうかとの疑念を持つのですが、そのかわりについて質問をいたします。

次に、町長のお約束の取り組みたい重点課題について質問をいたします。町長の任期も我々議員の任期も、残すところ1年と少となりました。前回の町長選挙のときに取り組みたい重点課題をお約束として掲げられましたが、項目のうち、できたもの、緒についたもの、足踏みをしているものなどがあるように思いますが、任期中にもう一步、ぜひ進めておきたいと思われる課題があればお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、有害防護柵の維持管理について質問をいたします。この防護柵については、主に中山間地制度交付金などの適用されている地域で設置されてきましたが、23年、24年度では交付金の制度が適用されていない地域でも国、府と町の補助を受けて設置されてきました。また、25年度も年度限りということで防除施設設置事業補助金が予算計上されています。防護柵を設置した地域では、農作物の被害軽減や交通の安全などに大きな効果があり、地域住民からは、よい評価を受けていると思います。防護柵は集落全体をしっかりと囲って、その効果があるのですが、1カ所でも不備があると、そこから獣が入ってきます。そのため数キロにも及ぶ防護柵の維持管理をしっかりしていかなければ設置した効果がなくなってしまいます。

この柵は、山の際などに設置しているところが多く、獣以外に雪、木や竹、また、山崩れなどが原因で破損をしてしまいます。その調査や補修も、今後、必要になります。この防除施設の設置補助を受ける際には10年間の維持管理が義務づけられています。設置後の維持管理についても助成が必要になると思うのですが、この方策について、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

以上で、最初の質問を終わりといたします。よろしくご返答をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） それでは、早速でございますけれども、塩見議員ご質問の一番目、平成25年度予算についてお答えいたします。平成25年度予算編成に当たって私が示しました方針に沿って、どのような効果があったかのご質問であろうかと思っております。

まず、身のたけに合った持続可能なまちづくりを推進するため、総予算の大幅圧縮につながる予算要求とするよう指示いたしました。結果、一般会計につきましては、防災や安心・安全分野の予算に重点的に配慮させていただきましたものの、昨年の当初予算に比べ2億3,540万円減の109億9,100万円となり、110億円を下回るどころまで圧縮できたこと、また特別

会計を含む予算総額においても、昨年比5億2,900万円余りの減となる196億2,288万2,000円と、200億円を下回る予算となりましたので、大幅圧縮とまではいきませんが、予算の圧縮目標は一定果たされたのではないかと考えております。

しかしながら、平成28年度からの普通交付税の段階的縮減を見越し、3年間で5%ずつ圧縮するといったもくろみにつきましては、昨年の当初予算対比で一般会計が2.1%の減にとどまっていることや、今後、加悦中学校改築事業や広域ごみ処理施設の整備等、大型事業を控えていることを考えますと、3年間で15%の圧縮を図ることは非常に難しいことであると実感いたしております。また、全体収支の黒字化、経常経費の削減につきましては、今回、通常経費を5%削減する取り組みを行いました。扶助費など社会保障費の増加や思い切った削減がなかなか難しいことから1.1%の削減にとどまり、今後これらの削減を、さらに行っていくことにも限界があるものというふうに感じております。

さらに、職員給料の3%カット、特別職給料の5%カットを行うとともに、投資的経費の大幅抑制や各種団体への補助金につきましても一律5%カットをお願いし、住民の皆様にも痛みの伴うお願いを行いながら、工夫させていただきましたが、結果として財政調整基金から4億2,000万円を繰り入れ財源調整を図らざるを得ない予算となっております。したがって、平成25年度の全体収支の黒字化は、この基金取り崩し額を何とか基金に戻すことをやり遂げなければ果たせない非常に高いハードルとなりますが、補正予算を含めた今後の1年の予算のやりくりによって努力してまいりたいというふうと考えております。

今回の予算編成において、通常経費の削減に取り組んだことは厳しい財政事情にあることの意識づけを行うことができたという点で、一定の効果はあったものと思います。しかしながら、率直に申し上げまして、大きな効果を生む結果には至らなかったというふうに思っておりますので、職員には今後の財政状況について一層認識を深めるよう研修を強化し、町民の皆様にもご理解が得られる取り組みが必要であるというふうに思っており、大変、今後の大きな課題であるというふうに考えております。

次に、2点目のご質問の第2次行政改革推進委員会の議論についてお答えいたします。

委員会は新たな8名の委員さんで構成いただき、昨年11月8日に、第1回の会議を開催して以降、この間、5回の会議を開催し、第2次行政改革大綱の策定を中心に積極的にご議論をいただいております。次回、第6回会議を3月28日に予定し、大綱の取りまとめを行っていただき、答申の運びと考えていただいております。

現在、2月27日から3月22日までの間、大綱及び実施計画の案につきましてパブリックコメントを実施しているところでございますが、その内容につきましては、3月6日に開催されました総務常任委員会でご説明し、全議員のお手元にもお届けできているのではないかと考えておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

そこで、平成25年度当初予算とのかかわりなどについてお尋ねでございます。今回の大綱(案)は、その基本方針の一つを、財政収支の黒字化を最大の目標とするとしておりまして、第1次行革で実施してきた歳出の削減目標を設定する考え方を見直し、トータルの収支で黒字化を目指すということとしており、加えて基金積立に結びつけることにより後年度への持続ある財政基盤を整えることを目標としております。いわゆる歳出を抑制することだけではなく、見込める

歳入との収支を重視する考え方に立つというものでございます。

ご承知のように、今後5カ年の計画期間には平成28年度から普通交付税の一本算定に向けた縮減が段階的に行われることになり、財政見通しでは各年度とも形式収支の赤字が見込まれますので、基金の取り崩しをしなければ成り立たない状況となります。このような状況を改善し、持続ある財政基盤を確立するには、基金の取り崩しをしなくとも毎年度、黒字決算が打てるようにしなければなりませんので、平成25年度の予算編成で取り組んだ通常経費の削減を継続するとともに、今後は各種事業の大幅見直しや受益者負担の原則、補助金などのサービス水準の見直しを行っていく必要があるというふうに考えております。

さらには、庁舎や学校、保育所等、町が所有する施設の再編や組織・機構の改革など、大胆な改革を断行しない限り、第2次行革の最大の目標である財政収支の黒字化は果たせないのではないかと考えておりますので、大きな課題ではありますが、平成25年度を、その改革元年として位置づけ取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

次に、3番目のご質問である選挙の際、私がお示ししましたお約束、取り組みたい重点課題についてお答えいたします。

3年前の町長選挙に当たり取り組みたい重点課題として10項目を掲げさせていただき、これらの課題解決に向け一生懸命頑張ってきました。おかげさまで多くの皆さんの深いご理解とご協力をいただき、着実に歩みを進めることができ、感謝をいたしているところでございます。

まず、特養老人ホームの建設につきましては、3月1日に地域共生型福祉施設やすらの里がオープンし、四つの法人が特別養護老人ホーム、在宅複合型介護施設、障害者就労支援施設、訪問看護ステーションを1カ所に集中させるといった、全国的にもあまり例のない手法の複合型福祉施設として、より効果的なサービスの提供ができるものと、今後の施設運営に大きな期待をしているところでございます。

リフレエリアの再計画につきましては、一昨年10月によさのうみ福祉会を指定管理者としてリフレかやの里をリニューアルオープンすることができ、ランチビュッフェを中心に盛況に運営をしていただいております。周辺の活性化につきましても、周辺施設とタイアップして秋のイベントを取り組んでいただいたり、滝・金屋地区関係者の皆さんにより直売所の開設や命の里事業などを展開していただき、エリア全体での、そうした活性化につながっております。ことしの夏からは、ひまわりイベントも、このエリアに移して計画するなど、リフレが再開したことで地域と一緒にあった相乗効果が出てきており、今後も町を代表するいやし、おもてなしエリアとして期待できるものというふうに思っております。また、中小企業振興基本条例の制定につきましても、産業振興会議の皆さんのご尽力により、昨年4月1日から府内初の条例として施行することができ、町ぐるみで地域経済の活性化を図る基礎ができたものというふうに思っております。

さらに、自治区活動の推進につきましては、町内24地区の全てにおいて、区長さんや公民館主事をはじめとして、コミュニティや防災など自主的な地域づくりの活動が活発になってまいりましたので、今後も、このような取り組みを充実していただけるものと思っております。

以上、4項目申し上げましたが、私の思いの中ではお約束が果たせたのではないかとというふうに思っております。

次に、着実に歩みを進めておりますものの、これからも努力していかなければならないお約束

として、まず、加悦中学校の改築がございます。

平成24年度で実施設計業務を行い、25年度から改築工事に着手できるよう鋭意進めてまいりましたが、昨年、発覚いたしました職員の不祥事により全てのスケジュールが1年ずれ込むことになりました。多くの関係者の方々に多大なご迷惑をおかけしておりますので、一日も早い完成へ向けて最大の努力をしていきたいというふうに考えております。

ごみ処理施設の取り組みにつきましては、本年4月から宮津市・伊根町・与謝野町で宮津与謝環境組合を設立し、広域ごみ処理施設候補地の地元調整や施設建設に向けた準備を進めていくことといたしております。事業推進は今から本番を迎えることとなりますが、方向性は見えてきたのではないかとこのように考えております。

役場組織の見直しと庁舎の統廃合につきましては、昨年1年かけて庁舎統合検討委員会でご議論していただき、既に答申もいただいているところであり、この答申を尊重して、今後も引き続き議論を継続することとして考えておりますが、まずは野田川庁舎本館が耐用年数の面から早期に閉鎖する必要がありますので、機構改革を含む課の再配置を喫緊の課題として早急に取り組みたいというふうに考えております。

ちりめん街道のさらなる活性化につきましては、町にご提言をいただいた活性化委員会や守り育てる会のほか、商工会や観光協会などがいろいろな取り組みを行っていただいておりますので、今後とも町として支援を行っていきたいというふうに考えております。

学校の適正規模・適正配置の取り組みにつきましては、一昨年9月に教育委員会から基本方針を受けておりますし、保育所等のあり方につきましても内部に設けました検討委員会から一定の方向性が示されていますので、これらを基本にしまして、子供たちの教育・保育の新たな環境整備に向けて何とか道筋をつけていきたいというふうに考えているところでございます。このように、お約束がおおむね果たせたと考えておりますものや、既に進みつつあるもの、今後も引き続き努力を傾注していかなければならないものも多くあり、残されました任期を一生懸命努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後に、4番目の有害鳥獣防護柵の維持管理についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、有害鳥獣防護柵は、維持管理を怠ることにより効果が激減し、獣の侵入を許してしまう懸念がございます。町としましては、農作物や生活環境の被害防止、交通事故防止等の多面的効果を有するフェンスの設置効果を、長期間維持していただきたいというふうに思っておりますので、まずは、定期的な見回りや、エリアを決めた管理班の設置等、維持管理方法について地元でご協議いただきたいというふうに考えています。

維持管理の助成につきましては、現在のところ国・府の事業で該当するものがございませんので、町単費事業で行わざるを得ない状況であります。議員もご承知のとおり厳しい財政状況の中でございますので、新たな財政負担は困難な状況です。まずは、中山間地域等直接支払交付金、農地・水・保全管理支払交付金を活用していただく等、地域でご検討いただきたいというふうに考えております。町といたしましては、国や府に対しまして、有害鳥獣防除施設の維持管理に適用できる制度の新設を強く要望してまいりたいというふうに考えております。

以上で、塩見議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。

それでは、まず最初の25年度の当初予算について、予算の現状というものについて説明をしていただきました。なかなか厳しいということは常々、聞いておまして、よく理解はできているんですが、経常経費について5%の削減をしたいということで、まちづくり委員会の資料なども見せていただきまして、我々のところにもいただいております。そういう中で、なかなか経常経費の削減ということが、先ほどもやりにくい、実態としてなかなかできてこないということをおっしゃいました。確かに、そのとおりなんです、何かここをもう一つ、24年度に対して上限額というものまで設定をして、目標をつくってやったんですが、それぞれの款で、それができなかったということ。私が予算と、それから、参考資料と見比べてみますと、なかなか、どのそれぞれの款でもできていないような気がするんですが、ただ、25年度の通常経費としての計算の仕方がちょっとなかなか出てこなかったのと、通常経費が25年の、それぞれの款の通常経費が幾らになっているのかということ、もし、出しておられましたらお教え願いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず、通常経費の要求と、その上限といいますか、その一つずつのチェックというのは、担当の課長のほうから多分、皆さんにお渡ししている中身の中に上がっているんじゃないかと思えますけれども、経常経費と通常経費といいますと、通常経費といいますのは投資的な経費や、要するに工事請負や、そうしたもの、繰出金、人件費、あるいは公債費、地域振興基金積立金、これらが通常経費、除いたものが通常経費ということになりますので、それらを除きますと、結局、それぞれ非常に小さいパイの中で、それを、そこからまた、5%ということになりますと、各課、大変厳しい状況だったろうというふうに思います。そういうことも一つの方向性として非常にやっていく必要が、続いてやっていく必要があるというふうに思いますが、全体の予算の中で、今度、行革のほうからもお示しいただいておりますように、出ていくものも、もちろん抑えていくことと、その歳入のほうもいろんな工夫の中でトータル的に、それらを差し引きして黒字化になるような、そういう考え方で行革も進めていく持続可能な、そうした経営要素に町の経営が、マネジメントができるような、そうした方法を考えていくということで、今回は非常に細かいところまでの突っ込みを職員に求めたわけですので、非常に各課も大変、それらのカットというのは四苦八苦したろうというふうに思います。

それらをまとめた中で、担当課のほうも予算の組み立てを我々と相談しながらやっていきましたので、それらの中身につきましては、もう少し突っ込んだところを担当課の浪江課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 今、町長が申し上げましたが、少し細かいお話になりますので、私のほうから若干補足をさせていただきます、答弁をさせていただきたいと思えます。一般質問でございますので、本当に細かいところは省略させていただきたいと思えますが、今の予算編成に取り組みました経過について触れさせていただきたいと思えます。今回の予算編成につきましては、いわゆる通常経費の5%カットを指示をされましたので、それに取り組んできたという点が1点ございます。これにつきまして、その編成の経過を議員さん方にもお示しをする必要があるということから、また、これまでの本会議でも予算の編成過程を明らかにしていくべきだというよう

なご意見も伺ってまいりましたので、実は過日の総務委員会、3月6日にございでしたが、そのときに平成25年度の当初予算編成の推移、通常経費の要求額と要求限度額の比較ということで一覧表をお渡しをさせていただきまして、要求経過がどうであったか、査定がどうであったか、この辺を一つの表にしてお渡しをしております、他の全員の議員さん方にもお配りができているか、いないか、今、際どい時期だろうと思っております。

もうお手元に届いているか、届くようになっていようかと思っております。まず、3月8日の総務委員会にご提出してからということをおもっておりましたので、そのような状況になっております。その中で今、町長が先ほどご答弁させていただきましたが、通常経費の5%カットの取り組みについて、結果としては1.1%の削減ということでございましたので、5%のカットというところには到達ができなかったということをおもって先ほどの答弁で申し上げたところでございます。その要因としましては、扶助費等をはじめとします社会保障費の自然増がございます。また、それぞれ削減努力をいたしました、なかなか大きく切り込んで住民サービスが落ちるようなところまでの削減というのが、なかなかできなかったというようなことから5%カットは目標どおりは達成しなかったところでございます。

しかしながら、こういった取り組みを今回、させていただいたことは一つの大きな、予算編成の中でも大きな効果は一定あったというふうにおもっております。この取り組みをしなければ、もっと大きな予算計上ということになっていたわけですので、そういう点では一定の取り組み効果はあったかというふうにはおもっております。同時に事業の、それぞれの内容を見直し、そして、事業全体のサービス水準を考え直すという事業の種別を、それぞれ見て、今後、考えていかなければ、こういった予算の大幅な圧縮ということには、なかなか得ないということも今回のことで、よくよくわかってきたところでございまして、そういったことを25年度をスタートとして、取り組んでいかなければならないのではないかとこのようにおもっているところでございます。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 先ほどお尋ねしたことの資料については、既に議員に配付したというふうにおっしゃいました。私は、まだ、ちょっと目にしておりませんので、配付してもらっているのだらうと思いますが、ひよっとすると、まだ、メールボックスの中にあるのかなと思ったりしております。全体として、1.1%の通常経費の削減であったということで、目標とは大きくかけ離れた数字であったなというふうにおもっております。今、課長、町長も、おっしゃいましたけども、やっぱりこういう部分での削減というのは、もう限度があるんじゃないかということで、町長も指示の中で、いろんな事業の見直しとか検証とか、そういう部分についてかなり触れておられましたが、その中で一番問題になるのが、検証しながら、実際に、この事業をやめたものとか、縮小を本当にできたものがあつたのかどうか、その部分についてお尋ねしたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども少し申し上げましたけれども、今回は、そこまで突っ込んだところまでいっておりません。やはり今後は非常に厳しい、こういう状況の中では、ある事業はずばっと切る、また、それにかわる何かを考えると、いろいろと、これにつきましては大変、相手のあるといひますか、町民の方等の方々が対象ですので、やはり行政がしなければならぬことを、や

はり厳正してやっていくということになりますと、そういうほかの部分については地域でお願いしたり、個人の方の負担がふえたりというようなことになってこようかと思えますけれども、そうしたことができるだけない中で、お互いに協力をしてやっていけるような、そういうところの一致点を見出していく、そういった作業が今後は必要になってくるかと思えます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今、おっしゃいましたこと、特に、この後の行革の問題とも十分かかわってくると思うんですが、一応、いろんな検討はされたけれども、結果的にやめれた事業とかいうのもなかったというように理解をしました。その中で予算の縮減をするために、その基本的事項の中で保育所、学校などの予算要求に当たっては内容を十分に把握して、適正な要求に努めてくださいという部分がありましたが、これは何か特別な学校とか保育所に対しての問題、予算上の問題があって、こういう部分を指摘をされたのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 施設がたくさんございますので、各施設少しずつでも無駄を省いたり、工夫を凝らせば少しずつ削減していけますので、それらが集まればある程度の、また、金額になると、そういう考え方の中で、そういう指示を出させていただきました。

すみません。それとやはりどうしてもしなければならないものでも、少し年度を延ばすとか、危険なものから取り組んでいくというようなことの意味も各学校や施設にもお願いがしたいという、そうした思いの中で、そういう指示が、出させていただきました。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 問題になっています学校の統廃合を見越して、そういう部分で、いわゆる保育所や学校の予算を、必要ないものは減らそうかなというふうに思われたのかなというふうに思ったんですが、そういう部分ではなかったということですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういう部分も含まれているというふうにはお感じになるかもわからないんですけど、そういうことではなしに、やはりそういうことであつたとしても日々、子供たちは、そこで生活をし、学んでいるわけですから、どうしても危険なものについては、やはり手だてを打っていく必要がありますので、そうした意味での、少し我慢できる、年度が延ばせるものについては、抜本的な方向性をきちんと出した中で、それらをしていくということが必要なもので、まだ、そういう状況に、今はまだ、ございませんので、そうした中身を指示させていただいたということです。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 多くの、この学校や保育所について予算的に無駄な、多くあるための無駄があるのかなということも感じておりますので、なるべく早く、その抜本的な改革に取り組んでいただきたいと、このように思っております。

次に、行政改革の議論についてお尋ねします。これはまだ、答申も出てないことですし、あまり深くここで話を聞くわけにもいかないと思うんですが、大綱の実施計画というのがネットにアップされていまして、小分類が79あったんですが、前年度からの事業はですね、24年度までの事業で充実や改善を図るといようなものが39の事業がありました。それから、25年度

から開始とか、導入するとかいうようなものが16ありました。それから、検討、調査をもう少しするという今回、この25年度からはできてない、即やっつけていけないというようなのが21、私が数えたところ、ありましたが、これについて、その25年度から開始とか導入するという部分は、これからの問題なんですけども、一応、その計画の中では本当にやっつけていけるのかどうかというように思うんですが、これについていかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと担当課のほうが、それは行革ではなしに総合計画の中身ではないかということなんですけれども、行革のほうにつきましては、今、先ほども申し上げましたように、まだ、きちんとパブリックコメントをいただいている状況の中で、まだ、案でございますので、そうしたものを、答申をきちんと受けた、一応の形としてできた中で、この中ででき得るものから取り組んでいく必要があるというふうには考えておりますけれども、ちょっと今のご質問についてわからないところがございますので、中途半端な答えになります。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そうです。行革の審議会の中で資料として、総合計画の今の計画のいろいろな分類が出ておったということで、確かにそうです、そのとおりなんですけど、それができていくのかなという、ちょっと危惧を覚えましたので質問をしました。これはまた、行革のときに、それでは質問するとしまして、この中で、もう一つ、これは決算のときにならんと、なかなかわからんことなんで、先ほど町長も25年度の予算の中で補正とか、いろんなものを対応しながら黒字化を目指していくというふうにおっしゃいましたけども、一応、今のところ一番大きな問題として、いわゆる基金のプライマリーバランスの黒字化による基金の積み立てを6,000億円目指していきたいというのが、行政改革の中で議題になって議論をされておられました。

ということは、毎年1億2,000万円の黒字を最終的に決算で出していかなんということになるんですけども、これもなかなか大変なことじゃないかというふうに思うんですが、3年間続けてこういうこと、いろんな事業のある中で目指していくということは、一つ目標としてだと思んですが、これが本当になっていくのかなという危惧をちょっと持っているんですが、そういう部分についてはどういうようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回も基金から繰り入れをしておりますけれども、この年度の終わりますときには、その基金もプラス、そして、1億2,000万円積み上げられるぐらいの努力をしていく必要があるというふうには思っております。できるかどうかはわかりませんが、そうした覚悟を持ってやっつけていく必要があるというふうに思いますし、トータル的に、ある年は大変非常に、そうした取り崩しをしなければならぬ年もあるでしょうし、もう少し行革等の進みぐあいによっては、もう少し、それを少なくできる。少なくできるような形での取り組みを考えていく必要があると思っておりますけれども、非常に厳しいということはたしかです。しかし、それぐらいやらないと後年度に結局はツケが回っていくということですので、いろんな皆さんの協力を得ながら、そうしたことに取り組んでいく、そのために、持続可能な町をつくるためには、それぐらいの覚悟と努力が必要だというふうな思いしております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それで、先ほどと一緒なんですけども、なかなか私は合併をしてからスクラップ・アンド・ビルドですね、その部分で非常にスクラップできた事業が本当にあったんだろうかというように思います。小さいことについては、いろんなものがあつたかと思うんですが、いろんな施設とか、そういうものについてはほとんど合併前の施設とか、そういうものが引き続いてあります。必要だからあるんだとは思うんですけども、そこに思い切り切り込んでいかないと、とてもじゃないですけども、先ほどからの黒字化とかいうことに今後、つながっていかないと思うんです。そういう中で、それぞれの地域もあることですから、町長もおっしゃるように、非常にいろいろと難しい問題はあると思うんですが、やっぱりここは町長のリーダーシップで相当な覚悟でやっていってほしいなというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか、再度。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういう必要があるというよりも、そうしなければならないというふうに思っております。ですから、いろいろと町の抱えております施設も大変多くございますし、それらをある程度、統廃合していく、つまりスクラップ・アンド・ビルドになると思いますけれども、そうした考え方で進めていく必要があると思いますし、また、そうした全体的な時期にも、もう当然、入っているわけですから、できるところから取り組んでいくという、そういうことが大切だというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 事業と直接関係もするわけですけども、指定管理もたくさんあつて、その指定管理料というものもなかなか切り込んでいけないというような状況にあるわけですが、そういう部分についてもですね、やっぱり今年度、指定管理の切りかえがあるかないか、ちょっとよくわからないんですけども、そういうところからでも、もっと深く切り込んでいかなければならないというふうに思うんですが、この指定管理の管理料についてはどのように思われますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 指定管理料が高い、安い、これもあるかと思えますけれども、それ以上に、やはりそうした地元の方たちで、そうした施設や運営をやっていこうという、そういうお気持ちのある管理者といいますか、指定をさせていただく管理者、そうした方が大変ふえてきているということも、これは私はプラスと見るべきだと思うんです。地元の人たちが、みずからの、そこにある施設、そうしたものを何とか頑張って維持していこうとされる、その気持ち、そうした姿勢が銭金では勘定としては考えられない、そうしたものが多いのではないかなというふうに思います。与謝野町の場合には割合、指定管理者というものが、そうした地元の方たちの思いで成り立っているところが多い施設管理をお世話になっておりますので、それは地域の自主的な力を生んでいく、ある意味、大事なことではないかと思っておりますので、指定管理料が高いか安い、あるいは請け負っていただいている事業、その地域といいますか、指定管理者がどういう姿勢なのかということが、むしろ大事ではないかというふうに思っておりますので、それらも一つの課題としてはあるかと思いますが、今のところ与謝野町では、そういった指定管理者のことにつきましては、うまくいっているのではないかなというふうには、私は感じております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） おっしゃるように、人の気持ちは非常に大事だと思います。そして、地域でそう

して盛り上がってやっていただけるのは、これも結構だと思いますが、財政の面からいくと、やはり、そこはそこです、ある程度、思い切っていかなければならないときも必ず来ると思うんです。それを今の町長の言われるような形で先送り、先送りしていっていると、いつまでたっても同じ状態が続くのではないかなというふうに、私は危惧をしております。

それでは、その次の町長の取り組みたい重点課題についてお尋ねしました。おおむねできたかなというのが町長のお話のようで、ほんまに果たせたというのは4件、いろいろと努力したり、いろいろと考えてやっていっておるとというのが、あと六つあったと思います。その中で、どれものでしょうけれども、これだけは何とか任期中にきちんとした目鼻をつけておきたいというようなものが、もしあればお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 子供たちを取り巻く、そうした環境整備について、早くから取り組んでおりますけれども、その結構時間がかかってきております。しかし、もうあと1年しかございませんので、やはりこの1年の間に、平成25年度の間に一定の方向性だけはきちんと出しておきたいというふうに思っております。できれば突っ込んでいければ、それはいいわけですが、特にとりわけ保育所、幼稚園の問題については、25年度で方向をきちんと定めたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、子供たちにかかわる問題については、ぜひとも、そういうようなお気持ちで取り組んでいただきまして、目鼻をきちんとつけていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、最後の有害獣の維持管理についてですが、町長は、先ほど地元で協議してほしいということでした。まして、今後については、国・府へも、この点についての要望を続けていきたいというふうな答弁をいただきました。が、先ほども言いましたが交付金の制度に適用されていない地域については、それぞれ地域で今、施設を整備していくのに、結構精いっぱい資金を投入しておられます。数年間はいいとしても、やはり3年、4年、5年とたっていくと、だんだん設備の補修も大変になってくると思います。実は昨日もですけど、岩屋でもありまして、それは山が崩れて土砂が柵を押し倒してしまいました。20メートルほど土砂と石ころで柵がつぶれてしまいました。きのう、ボランティアの方々、10数人ですか、集まって、最初は雨が降ったんですが、あとは小雨になりましたけども、そういう中で、みんなで力を合わせてやってきました。たまたま、まだ今まで買い込んでいた資材があったので、何とかあったと思うんですが、やはり皆さん、ボランティアでやるしかないというのが今の状況であります。考えていきますと、きのう出ていただいた方々も、皆さん、それぞれに若い方もおられましたけども、数人でお年をめた方が多いんです。5年もたてば、こんなことが起きたらやれんというふうな形になりつつあります。事実、なってくると思うんです。そういうことになるまでにはですね、国・府が動いてくれればいいんですが、町でも財政は厳しいでしょうけども、地域の安全や安心ということで非常に大きな役割を果たしておりますので、一定、考えていってほしいなというふうに思っております。

先ほど答弁も聞きましたけど、こういう事情もあるということもお考えになってですね、ぜひ、

何とか来年度からともいいません。再来年度からともいませんが、お考え願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 交付金が対象となっていない箇所等の修繕なんかにつきましても、集落全体を囲むことで効果が発揮できるという施設でありますので、交付金の活用というのは、工夫次第ではできるのではないかなというふうに思っております。また、それらについても一つの課題として、お互いに知恵を出して、どうすればやっていけるかというふうなことも今後の課題としてさせていただきたいと、検討させていただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） この防護柵は全町的に広がっていておりますので、大きな課題として今後、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） ここで塩見晋議員の一般質問を終わります。

ここで15分間、55分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時41分）

（再開 午前10時55分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、15番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

勢旗議員。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15 番（勢旗 毅） それでは、平成25年3月第49回定例会におきまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、かねて通告しております3件について質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

第1の質問は、中小企業振興基本条例が昨年、施行されました。産業振興会議を中心に今後、政策課題が幾つか詰められると思いますが、最も基本的なデータの補足についての現状をお伺いをいたします。私が疑問に思いましたのは後期基本計画の質疑の中で、織物の生産量30万反についての質疑がございました。その中で、これは丹後織物工業組合からの数字であると、これはそうだろうと思ったんですが、そういう答弁がありました。これをもう少し考えてみますと、現在、町がかかわっております統計調査は工業統計、商業統計、農林業センサス、労働力調査、国勢調査、それに町が独自でやっております織物実態統計調査等が行われておりまして、このデータは全て町にあります。これを使って行政の指針とする役割が与えられていますし、そして、その結果として政策、サービス、情報などの形で最終的には町民に還元をされておると、こういうふうに思っておりますのでございます。

したがって、先ほどの織物の生産量が、例えば後染めのもの、先染めのもの、あるいは小物、ネクタイ、そういったものぐらいいはですね、分類は当然ですね、町で、私はできると、こういうふうに思っておりますし、そうでないと、あるいは従事者の状況等につきましても、これがつかめていないと、織物振興計画そのものが、私は成り立たないのではないかと、こういうふうに思っております。丹後織物が昭和50年代を境としまして、基幹産業としての崩壊が始まりまし

て、今日では最盛期の1割以下であっても、どんな織物を織る工場が幾らあるのか、どうしても、その統計がですね、私は生かされなければならないと、こう思っておるわけでございます。また、農業にしましても、一体、町の総生産額が幾らあり、どんな作物が現在、つくられているのか、どんな従事者の構成になっているのか、何とか産業を活性化をさせ、振興させたいと、こういう思いの中で、中小企業振興基本条例が策定をされましたが、ここで言われている地域経済の持続可能性や経済の循環を考えてみますと、これで計画が可能なのかなということに至ったわけでございます。例えば、与謝野町全体の産業にかかわります総売り上げというのは、あるいは収入額というのは、一体、どのような数字になっているのか、近隣市町に原材料の購入元があれば、どこに幾らお金が支払われているのか、どこからどれだけのお金が入ってきているのか、これが出ないと町全体の産業構造がどうなっているのかということが、はっきりしないのではないかと、このように思っております。

また、それが産業別には、どうなるか、まず、製造業では原材料を仕入れて加工して出荷をする。工場の場合の付加価値は、どうであろうか、建設業でも原材料の80%以上は、購入は地域外であります。商業にしても地域の間屋からの仕入れを地域外の間屋から仕入れ販売する状態がほとんどだと、このように思っております、これは頭の中ではわかるわけですが、その基礎になる数字というものが全く出ていないのではないかなと、したがって、その産業政策が立案をされても、この数字がわからずして町内経済に、どのような波及効果をもたらすのかを裏づけるデータがないのではないかなと、こういうように結論に達したわけでございます。

したがって、よその町は、どのようにやっていらっしゃるのかということを見てみましたら、ほとんど、そういった基礎が、きちんとつかめる町というのは、市町村はないわけですが、幾つかはですね、やはり代表的なところでしっかりとつかめているところがあると、こういうように思っております、地域資源の有効利用、町に資金を呼び込む力、町の資金の流出を防ぐ力、これらをあわせて見ることで、地域の技術力というものが発揮できているのではないかと、このように考えております。

そこで3点についてお伺いをいたします。この地域内経済循環の基礎データとして、どのように把握されており、現在、使っていらっしゃる数字というものが、あるのかないのか、そこをお願いしたいと思います。

それから、現在の町の産業基盤、頭の中ではわかるんですが、数字的に出ているものから、どういったものを表示することができるのか、その認識についてのお伺いをします。

それから、地域内経済循環の目指すところ、大体、この基本計画に出ておるわけですが、このことについての所見をお伺いをしたいと思っております。

それから、2件目の質問は、農業の6次産業化の拠点施設としての農村女性の家のあり方についてお伺いをしたいと思っております。これまで何回かにわたって、この農村女性の家の施設の充実については、お願いをしてきました。しかし、全くその改善が顕著にされたというふうには見ることはできません。なぜ、このような状態に置かれているのか、農業の6次産業化が重要な柱として出てきまして、実情はまことに、いかにも取り組み姿勢が弱いのではないかと、こういうふうにして思えないわけでは、この農村女性の家の備品を見ましても、現在でも機能しているものは大体、20年ぐらい前の備品であります。そして、不足しているものは、ほとんど自分

たちが現在、調達して使っておられるという状況と聞いております。

例えば、ここを拠点につくっていらっしゃる婦人グループが、女性グループがあるわけですが、これは20年以上もの長い期間、使っていただいております、ここを拠点としながら、毎年、春から麴をつくり、味噌づくりに取り組んでこられました、これも、こととして終わり、これは年齢的なこともありますけれども、そのように聞いております。毎年、この団体はですね、見てみますと10万円から12万円ぐらいの利用料を払っている。しかしながら、それだけが機械や備品の充足がされていないと、こういう現状に思えてならないわけです。町は6次産業化ということを大きく掲げて今、取り組みが進められておりますけれども、これは農家の経営を多角化をし、収益率を高めることが究極の目的であります。本来なら、この農村女性の家が拠点になり、加工する技術、あるいは衛生管理技術や商品づくりを学ぶ施設にしなければなりません。平成22年3月に第6次産業化法案が施行されましたが、それから1年後の、昨年2月末で補助対象となります総合事業計画を作成し、認定した件数は全国で711件、この内容は、加工が37.5%、こういうように報道されておまして、この計画の大きなウエートを加工が占めていると、こういったことを感じるわけでございます。

日本政策金融公庫が公表しました平成23年度農業6次産業化に関する調査によりますと、6次産業化を行ったことで、農業経営者の7割強が所得が向上していると、そういう実感があると、このように報告をされています。ここまでの機能が農村女性の家にあるとは思っていませんけれども、この施設に、これらの商品づくりというソフトを組み込む必要があります。これではせっかくの施設を十分生かしていないと、こういうふうに思えてならないわけでございます。もっとも、この施設の機能や役割についての評価がもっと必要だと思っております。このグループが手がけてきました米を減量にした麴についても、町で生産された米と大豆を使い、安心・安全、しかも中間がありませんので価格も安く幅広くファンがあったと聞いております。

麴も味噌原料の世界から、現在では味噌麴、しょうゆ麴と幅が広がり大手の食品企業までも進出して一般家庭にもなくてはならない商品として広がってきていますが、もっと町の具体的な戦略商品にすることができないでしょうか。また、そういったことが可能ではないかと、このように思っております、人の力をどう活用し、町の活性化にどうつなぐか、そこで次の点についてお伺いをいたします。この農村女性の家についての認識をお伺いをしたいと思っております。

それから、施設にかかわりを持つ婦人グループ、今後、どう育成をしようとされておるのか。これから6次産業化をどう緒につかせるか。現在の町の中でも、そういった取り組みが進んでおりますけれども、やはり町としては、基幹施設として、これを整備をする必要があるんじゃないかということをお願いをしたいと思っております。

それから、3件目の質問は、公共工事に参加する建設業者、建築業者のランク制の問題とランクづけの見直し、第三者機関としての入札監視委員会の設置について、副町長にお伺いをいたします。これまで入札問題については、たびたび質問をしてきましたが、町と交わることが、これはないということで、もう質問はしないと決めておりましたけれども、2月に配付されました町報にですね、11月の入札結果が出ておまして、これを見たということで何人かの人から電話をいただきました。したがって、今回、これについては答弁をお聞きする必要があると、こういうふうにと考えると、昨年11月の入札会では2件の建築の入札がありました。落札金額

が決定をしたわけですが、1件については97%、1件は98%を超える落札率でありました。この入札会に指名した業者は2名であります。これは現在のランク制の問題があることと、ランクづけについても早急に見直すことが必要だと、このことを暗示をしているというふうに思っております。ランク制について考えてみますと、公共工事をおよそ受注しようとする者は、その経営に関する客観的事項について、国交大臣、または、都道府県知事の審査を受けることが義務づけられております。通常、経審といわれるものでございます。また、国、地方公共団体では、品質の確保、競争入札における適正な競争や受注機会の公平の確保といった観点から経営自立審査の結果、この評点数でございますけれども、工事成績、あるいは入札参加者の規模や技術力に応じて業者を複数ランクに分類し、ランクに応じて入札の条件を限定をしております。この制度をランク制と、こういうふうと呼ばれておりますけれども、このランク制の採用及び、その内容については発注者の裁量に委ねられています。しかし、残念なことに、この企画を厳格に実施しようとするれば、建築ではAランクは本町の場合、現在、2者しかありません。しかもB級には5者もあります。今回のようにAランクでいけば、2者での入札ということにならざるを得ないわけです。透明性の確保の必要性和、そして、競争の実効性の確保をもっと追求するという立場が必要ではないかなど、このように思っております、今回の場合は2業者での入札ということにならざるを得なかったわけでございますけれども、やはり、このランク制そのものに限界があることを示しておると。

既に、ある市町村によっては、ランク制を競争促進等の観点から廃止をしていくと、こういった動きさえ全国的には出ております。また、この一般質問の通告書に指名委員会の責任についてお聞きしておりますけれども、指名委員会の現状を見ますと内部組織として副町長をトップとする関係課の幹部の皆さんや関係者で組織されており、委員の合議によって業者指名がされております。しかし、構成員が関係職員のみとなっておりますことや議事録の公開がされていないと、このことから、その運営内容が町民にとりまして非常にわかりにくい。また、教育委員会の事件に至る経過の中でも10回を超える落札業者を過去の実績も見ずに指名した結果として、あのような事件に至ったと思っております、本当に残念だと、このように思っております、したがって、町が言われる透明性の確保と競争性の確保を図るためには、どうしても第三者機関により入札監視委員会の設置が必要であると、このように考えておりました、そこで伺いをいたします。

まず、現在のランク制についての考えをお伺いをしたいと思っておりますのと、それから、97%を超える落札率は問題ではないかなど、このように思っておりますが、この点にお答えをいただきたい。それから、競争性を確保するためのランクづけの見直しというのが、せんだっての報告書の中にも出ておりますけれども、このことについて伺いをしたいと思っております。

4点目は、第三者機関としての入札監視委員会の設置の考え方について、伺いをいたしたいと、このように思っております、以上で、第1回目の質問とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 勢旗議員の質問事項の1番目と2番目は、私から答弁をさせていただき、3番目のご質問は、副町長から答弁をさせていただきます。

ご質問の一番目、地域経済循環システムの基礎となるデータの捕捉についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり中小企業振興基本条例は、産業振興会議からの提言を受け、昨年4月に施行したもので、事業者をはじめ町民の皆さん、経済団体、そして行政が中小企業の地域社会や地域経済に果たす役割と重要性について共通認識を持つとともに、それぞれの役割について理解し、町ぐるみで地域循環型経済の構築を図ることを基本理念としております。

1点目の地域循環の基礎データは、どの統計によるものかとのご質問でございますが、国勢調査をはじめ定期的実施されております農林業、商工業分野の各種調査の結果を注視しながら、地域経済、地域産業の現状把握に努めてまいりたいと考えております。また、町独自で実施しております織物実態統計調査においては、既に取り種別の設問において、町内外の内訳項目を設けておりますが、これを例に、地域間取引の実態を明らかにする工夫をしてみたいというふうに考えております。また、現在、住宅改修等助成制度の地域経済への効果に関する調査を進めておりますので、これも一つの基礎データとして活用してみたいというふうに考えております。

次に、2点目、現在の町の産業基盤についての認識について申し上げますと、平成22年の国勢調査によりますと、本町の産業構造は、第1次産業が2.3%、第2次産業が36.2%、第3次産業が59.8%と、平成2年では59.7%を占めていた第2次産業から第3次産業への移行が進んでおり、特に第2次産業のうち、製造業に大幅な減少が見られます。しかしながら、中小企業振興基本条例の前文でも示しておりますとおり、肥沃な大地で生まれた農業とちりめんの高度な製織技術の織物業が、今日までの地域産業をけん引してまいりました。

従来から、この町を支えてきた、そうした産業と観光、福祉、環境等の新たな産業との連携のもとで、経済活力が地域内循環する産業振興を図るとともに、地域外からの財の獲得にも努めていく必要があるというふうに認識いたしております。

3点目、地域循環経済の目指すところはでございますが、地域経済、地域産業の活性化を通して持続可能なまちづくりを進めていくことにあります。これについても、中小企業振興基本条例の前文において明らかにいたしております。

それから、ご質問の2番目、農業の6次産業化の拠点としての農村女性の家のあり方についてお答えいたします。

まず、1点目の、この施設についての認識でございますが、この施設は女性グループによる味噌づくりの場として活用されてきました。この味噌は無添加、かつ手づくり、地元産大豆を使用した味噌として、地域内外から高い評価を得るなど、当施設は長年にわたり地域の加工施設の拠点として貢献してきました。この施設は、昭和59年に補助制度を活用して2,660万円の事業費で整備された研修施設で、味噌づくりをしておられる加工室は、当初は料理教室のための調理室として整備されたと認識しています。その後、この調理室を使って味噌づくりが始まりましたが、当施設は会議室を併設したものとなっており、衛生面の観点から保健所の指摘をたびたび受けており、今後、加工施設として新しい団体が認可を受けることには、施設上、困難と考えられます。

今後は、地域住民の相互交流や共同学習といった地域コミュニティの醸成の場としての活用が中心にならざるを得ないというふうに考えております。したがって、今後、加工施設が必要となる場合は、新たに整備する必要があるのではないかと考えております。

次に、2点目の施設にかかわりをもつ婦人グループをどう育成するかでございますが、議員ご

質問のとおり、この施設での味噌づくりは本年で終わる可能性が高いというふうにお聞きいたしております。この女性グループによります味噌づくりは、農協婦人部の有志により、今日まで続けられてきました。当初、農協には、このグループをサポートする担当職員が配置されていましたが、現在では、そういった職員もなく、高齢化により味噌づくりができなくなったと判断しています。しかし、その技術は後世に伝えるべき貴重なものと考えており、どうにかして継承できないかと考えているところであります。既に地元産大豆を使用した味噌づくりを始めたいと検討している組織もあるというふうにお聞きしており、今後の展開に期待したいというふうに思っております。

3点目の6次産業をどう緒につけていくかでございますが、今、5年後、10年後の地域の農地を守っていくために、担い手をどう位置づけ、その担い手にどのように農地を集積していくかを計画にする京力農場プランを全地域で作成することを推進しています。この京力といいますのは「京」の「力」と書きますが、京力農場プランは、6次産業化、振興していく作物、法人化、集落営農など、地域の農業を守るための施策についても計画をするものであり、地域の徹底した話し合いによって作成することとなっております。

6次産業化においても、こうした地域の話し合い等の中から出てくる発想や意見から取り組みを行い、行政はバックアップの体制を整えることで地域に根づく6次産業の道筋をつけていければというふうに考えております。現在、温江地区では、京力農場プランや明日の京都村づくり事業を活用して6次産業化の動きが出てきておりますし、リフレにある農産加工所で受託加工もできます。これらの動きを中心に、与謝野町の高品質な農産物の付加価値を高め、農業所得の向上や新たな事業の創出を目指していきたいというふうに考えます。

過去には、施設整備が目的となり、かかわる人の話し合いが不十分なために目的どおりに活用されなかった施設もあります。女性グループの育成や6次産業化についても、基本は地域関係者の意欲をどう引き出すかであり、それが今、農林課で推進している京力農場プランであるというふうに思います。

以上、私のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） それでは、私から3番目のご質問であります業者のランクづけの見直しと第三者機関としての入札監視委員会の設置について、4点のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の現在のランク制についての認識でございます。当町のランク制度は、平成18年3月に与謝野町としてスタートした際に、それまで旧3町別に行っていました格付を、一つの基準で行うべく、新しく定めたものであります。

その後、平成20年度に国が定める経審の基準が大きく改正されたことや、21年度から当町における町内業者の定義を改正したことに伴いまして、21年4月付で一部改正したという経緯がございます。主な改正点といたしましては、各業種における等級の点数幅の見直し、有資格者の必要数の見直し、除雪協力の加算点の見直しなどが挙げられます。改正に至りました趣旨は、あくまでも町内業者の保護であり、国が定める経審基準の改正により、当町の格付のバランスが大きく偏らないよう配慮したものでございます。

なお、当町で現在ランクづけしているものは土木一式、建築一式、電気、管、水道施設の5種

類であり、そのうち土木一式のみ、A級からD級までの4ランク、残る工種はA級からC級までの3ランクで分類をしております。

代表的なものとして、土木一式を例に挙げますと、平成25年3月現在、A級が5者、B級が13者、C級が3者、D級が12者となっており、そのうち入札で執行しているものは、A級からC級までであります。

昨年実施いたしました町内業者向けのアンケートでも回答がありましたが、入札で執行しているランクのうち、特に発注と受注のバランスがとれていないものとして、土木一式B級が挙げられています。その理由は、所属する業者数に対して発注する本数が少ないため受注できる機会が少なく、偏ったものになってしまっていることが原因であると認識をいたしております。

すなわち、ランク分けに問題があるのではなく、そのランクに発注することができる工事の本数が、時代とともに変化していることが、大きな要因であると考えております。当町の格付の基準といたしましては、経審の点数や所属する技術者の数を主たる要因としておりますが、その結果、区分されますランクに関しましては、適切に分類されているものと認識をいたしておりますので、そのようにご理解を賜りたいと思います。

続きまして、2点目の97%を超える落札率に問題はないかということでございます。議員ご指摘の案件は、平成24年11月に執行いたしました与謝野町立国民健康保険診療所リハビリ棟新設工事と阿蘇シーサイドパーク公園管理センター新築工事のことでございます。この案件は、条件つき一般競争入札で執行しておりまして、その参加条件は、町内業者の建築一式A級でございました。

現在、建築一式A級は、町内には2業者しかいないため、この2業者がそろわなければ、入札は不成立となりますが、これらの案件に関しましては、参加申し込み及び入札会ともに2者で臨まれており、粛々と手続どおり執行したというものでございます。

結果、2本とも同じ業者が落札をいたしました。その落札率はいずれも97%を超えるものであります。そこで、入札会終了後、この2者からヒアリングを行い、なぜ高い札での応札となったのかを確認いたしましたところ、双方ともに、町が公表している予定価格と、自社で作成しました実行予算との間に相当の開きがあったことを挙げられました。さらに、平成24年7月に執行いたしました後野地区公民館新築工事では、双方とも最低制限価格での抽せん落札となったことにも触れ、ヒアリングを行いました。その回答は、町が公表している予定価格と自社で作成した実行予算との間に開きが少なく、精いっぱい企業努力で詰めた結果、最低制限価格で落札することができたというものでございました。

ヒアリングを行いましたときには、2業者ともに、それぞれの積算根拠を用意されており、さらに発注担当課においては違算がなかったことも、すぐに確認をいたしております。町では、これらの調査結果としまして、発注者の設計単価の根拠と、受注者の実行予算を比較しますと、どうしても差が出てしまう案件があるという結論に至りました。本件につきましては、業者自身の意図的な高どまりであるかという点、また、発注者自身の違算がないかという点について、それぞれチェックを行い、その結果として、特に問題はないものとして、落札を認めたということでございます。

当町としましては、各ランクに所属する業者数が少数でありましても、そこに競争性があると

判断する限り、与謝野町中小企業振興基本条例にのっとりまして、町内業者を中心とした発注を行うことで、町内の経済循環を目指すとともに、当然ながら不正な落札行為が生じないよう、今後も適切に手続を進めてまいります。

続きまして、3点目の競争性を確保するためのランクづけの見直しについてでございます。1点目の回答と関連をいたしますが、現在の当町のランクづけにおいて、大きく問題があるというふうには考えておりません。むしろ特定のランクに対して発注することができる工事本数に偏りが生じてきていることが、現在のランク制における問題点であるというふうに考えております。偏りの主な要因といたしましては、以前のように大規模工事を発注することが少なくなっており、発注本数の主たるものが、各区からの要望で施工する小規模工事に移り変わってきていることが挙げられます。そこで、町としましては、議員ご指摘のように単にランクづけを見直すだけでは、特に意味をなさないと考え、各ランクに発注することができる発注基準の範囲を調整することで、これらの偏りを解消すべく、現在、検討中でございます。

しかしながら、皆様ご承知のとおり、年々、公共工事の発注金額は減少の一途をたどっており、当町の入札で執行した分は、平成22年度の契約金額が約21億円、23年度が約16億円、24年度が約12億円となる見込みでありまして、各種事業の整備完成とともに、公共工事費は大きく減少をいたしております。

今回、工事発注標準を見直すことで、それぞれのランクに所属する業者にはさまざまな思いが生じるかと思いますが、公共工事の限られた予算枠の中で決まったパイをどのように分け合うかという点は、今後、建設業界に大きくのしかかってくる問題でありまして、決して避けては通れないものであります。依然として厳しい状況が続くかと思いますが、入札制度のあり方につきましては、今後も指名委員会で研究を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

続きまして、4点目の第三者機関としての入札監視委員会の設置についてでございます。第三者機関による入札監視委員会とは、各自治体において執行された入札案件について、競争性及び透明性のある内容で執行されたかという点を、事後に判断する機関として設立されるものであり、近隣の自治体では京丹後市、舞鶴市、福知山市に設置をされておりますが、宮津与謝管内では、当町を含めまして設置はされておられません。委員会は京丹後市、舞鶴市、福知山市ともに3人で設置をされておまして、学識経験者である大学教授、弁護士、公認会計士等で構成をされております。メンバーを選定されるに当たりましては、主に市外の間人を原則としており、その対象は、公平かつ透明性のある人物であることも挙げられています。取り上げられる議題は、主に入札が適正に執行されたかどうかをチェックするというものでありまして、半期ごとに5～6件程度をピックアップして、1月と7月の年2回審査するというものでございます。

近隣で委員会を設置されている場合、その自治体における多くの発注方法としましては、対象とするランク内を一律して入札・指名するというものではなく、経審の点数や対象工事設計額の売上額等で、業者を分けて指名していることが挙げられます。これは、当町と比較しまして、各ランクに所属する業者が多いため、入札参加時、または指名時に、一定のふるいにかける必要が生じているものですが、このふるいにかける基準について、適切であったかという点も、委員会における議題になっております。

しかし、当町では基本的に発注時において、入札案件ごとにふるいにかけるような特別な条件

を設定することは非常に少なく、仮に入札監視委員会を設置しましても、議論をしていただく材料が少ないというふうに考えております。なお、委員会で出されます意見につきましては、その内容には決定権は発生せず、あくまでも入札の方針や制度に関する決定権は、それぞれの市町が持つものとされており、委員会の位置づけは私的諮問機関とされており。

当町では、入札制度や発注方法の選定、その研究を指名委員会で行っておりますが、その考え方は、近隣自治体も同様でございます。今回、議員からは、さきの教育委員会の事件で発覚した公募型プロポーザル入札において、現在の指名委員会が重要な責任を果たしているとは考えられないとのご指摘がありましたが、今まで何度かご説明をまいりましたとおり、当該事件の発注方法や業者選定に関しまして、指名委員会が正式にかかわっていた事実はなく、そもそも責任を問われるものではないというふうに考えております。

しかしながら、事件が起きてしまったという事実を踏まえまして、今後、公募型プロポーザル入札のように、価格ではなく評価事項及び評価基準によって落札者を選定する入札において、現在、非公表としております詳細な評価基準の部分をごどのように取り扱うのか、その点について、指名委員会として、どのようにかかわっていくのか、以後の入札において再発を防止するためにも、ほかの自治体の状況や上部組織、必要に応じて外部有識者の意見を取り入れながら、検討を進めてまいりたいと存じます。

本庁の入札制度をよりよい制度にするために、ほかの地方公共団体の例なども研究しながら、今後も努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） それぞれ答弁をいただきました。一定、理解をいたしました。2、3点ですね、質問をしたいと思っております。まず、町長に中小企業振興基本条例の基礎データのことをお尋ねをいたしまして、この織物実態統計調査で、かなりの部分が網羅されておると、そういったものを参考にしながら、これから充実、あるいは調査の精度を上げていきたいと、こういうふうに理解をいたしました。私は、この住宅改修助成の、これから橘大学に、現在やられておるかどうかわかりませんが、この統計を見ましても、非常に、私はこれをつかむということは難しいと思っております。思っているんですが、やはりそういうことをやっている市町村もあることはあるというふうに思っております。ぜひ、そういった基礎数字を今後、つかんでいただく努力をお願いしておきたいと思っておりますが、このことについてはどうですか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 住宅改修等の助成制度の、そのデータにつきましては、今、大学を通じてある機関で調査といいますか、その分析をいただいております。それらのデータが出ましても、それをどう生かしていくか、どうその中から今後の町の中に生かしていけるかというようなものが出てくるであろうというふうに思っておりますけれども、それを活用していくということ、せっかくそうしたことをやっただけで終わるのではなしに、今後の町の活性化のためにつなげていくという意味で、そうしたデータは大切だというふうに思っておりますし、そのほかの統計資料等につきましても、細かく、どの統計の、どの資料の、どういう数値ということだけではなしに、今後の統計データをいろいろと注視しながら、これまでの統計データと照らし合わせて、それを

やはり今後の活性化に向けての、そうした活用をしていきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私が以前、視察をしました町で、現在、ちょっと合併してどうなっているかわからないんですが、岡山県に赤坂町という町がございました。ここはサッポロワイナリーがございまして、私ども行くわけがございまして、一日にバスが何台も入ってくるようなところなんです。この町が、このことをやり切っていっちゃる、この近くではというふうに思っております。ぜひ、そういったところを勉強しながら、一つ、この基礎数字というものは、やっぱりつかんでいただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思っております。

それから、農村女性の家についてでございますが、先ほどの町長の答弁を聞きますと、やはり加工施設、あるいは研究施設的なものは、やはり今の設備では、もう陳腐化しておるということで、新しいものを、これは考えいかないかんのと違うかというふうに聞こえたんですけども、そういう認識でよろしいでしょうか。

保健所の指導もあって、今のところでは片方を畳にして会議室にしておりますので、これはぐあいが悪いと、そういうふうに聞いたんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今あります、あそこを、そういったものに利用していこうとすると、先ほど申し上げましたように保健所からの指導で衛生面上、非常に都合が悪いということで、そういった加工施設といいますか、そういう味噌づくり等に使いたいと思います。そこは全面的に、そうしたものに仕上げないだめだという指摘があったということでございます。

しかし、それを今後どうしていくかということにつきましては、今の段階では、そこまで実際に、どういった組織がほかの場所で考えておられるのか、どうなのかということについては、まだ、全然わかりませんので、今後の、そうした検討が必要になるかというふうに思いますが、今の段階では、そういう指摘を受けたというところでとどまっております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 京都府の農業普及センター等とも連携をしながら、いろいろとやはり、そうした活動の拠点が、今後も続いてできるようにお願いをしたいと思っておりますが、私、この町長が聞かれたのは、いつこれが聞かれたというのが、保健所の指導があったというのがわからんわけですが、現在、この命の里の取り組みがされてからは、農家民泊も、あるいは加工施設についても、非常に命の里のところは指定地は緩和されておると、こういうふうに認識しております。そういったことも含めながら、今後の施設のあり方、あるいは、そうしたメンバーに、こうした施設を預けていく、こうしたことについてもご研究をいただきたいと思います。その点では町長、今、お持ちのは大体、何年ごろの保健所の指導だというふうに聞いたらよろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 担当課から、そういうふうに聞いているということで、いつということにつきましては、ちょっと私のほうは存じていません。ただ、言えますのは、今後につきましても、やはり、それを、その地域でやったいこうという、そうした機運といいますか、そうしたものがあればですけども、いろいろな事業の中で、そうしたことを取り組んでいこうという、そうしたも

のが見えてきませんと、なかなか設備だけを改修するというわけにはいかないというふうに思いますので、今後の取り組みにつきましては、地元の、そうした皆さん方との意見交換する中で、方向性を見出していききたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、3件目の質問につきまして、副町長に答弁をいただきましたが、あともう少し質問をしたいと思っております。

きょうまでの副町長の答弁では、例えば国交省の新公契連モデルですか、これで、もうすぐに切りかえとるし、最低制限価格でも十分一定の利益が出るように、これ切りかえているんだというお話が、これまで聞いておったんですが、例えば、今回のように逆に予想を超える落札といたしますか、落札額になった場合、この新公契連モデル、これはどのように機能しておると、こういうふうに読んだらいいんでしょうか、これは。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お尋ねの趣旨は高落札率と、その新公契連モデルの最低制限価格のかかわりといえますか、それは分けて考える必要があると思うんです。国交省が言っています新公契連モデルでもって最低制限価格を積算いたしておりますけども、その数字と今回の97%を超える落札率の問題は分けて考える必要があると、別の話だというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私は今議会の中でも、非常に財政が苦しい、先ほどもございましたが、こういう財政状況にあるということですね、一方では人件費にまで手をかけんなんと、そういうふうな状況にありますのに、片方では、このような状態になっておると、このことは、私は財政運営の面から見ても、どういうふうに考えるのが正しいかというふうに思うんですけれどもね、私はいま一度、副町長に、この面につきまして、今の答弁いただきましたが、もう少し、ここの関連でいいますと、私はどうもちょっと腑に落ちんのですけれども、ここのところをお願いします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） まず、落札率に関しまして申し上げますと、一番大事なことは、やはり応札いただいた価格が適切であるかどうかを判断することでありまして。言いかえますと、業者間でやりとりが行われて意図的な高どまりがなかったかどうか、それから、発注者である町のほうに設計の違算がなかったか、このことを発注者自身がきちんと見きわめるということが一番大事なことだろうというふうに思います。

それから、最低制限価格の積算に問題があるんじゃないかという趣旨だと思うんですが、先ほど申し上げましたように町の考え方は、国交省の新公契連モデルで積算をいたしております。業界の方からも確かに現在の最低制限価格では非常に厳しいというお話は幾つかお聞きをいたしておりますが、私も、この議会の答弁の中で申し上げたかと思いますが、国が一定の調査に基づいて、一定の考え方に基づいて積算をされた新公契連モデルにかわり得る町独自の積算を持ち合わせておりませんので、やはり新公契連モデルによって、町の考え方は整理をしていきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、最後にもう1点だけ副町長にお尋ねして終わりたいと思っております

が、この公共工事の発注者は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づいて入札及び契約の適正化に取り組むことが求められているということで、この第三者機関という話が、ここで出てくるというふうに思っております。したがって、このことは単に誰がどうかということじゃない、法律として私は、どこでも、この考え方は、みな、取り入れられておるところが多いと思っておりますが、その点だけお伺いをして終わりにしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほどお答えしましたように入札監視委員会の業務としましては、競争性及び透明性が確保された入札であるかどうかは事後に確認をするという性格のものであります。本町の場合は予定価格、それから、最低制限価格につきましては、事前に公表をいたしておりますし、それから、委員会を設置をされておりますような市町村のように、ランクごとの業者数が非常に多くて、入札に当たっては一定のふり分けといいますか、区分けをして入札に参加をしていただくという方法を本町の場合はとっておりませんので、そういった意味で申し上げますと監視委員会の必要性は低いのではないかと考えております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 法律は、そういうことだということを申し上げましたので、今回の場合もね、やはり一般は、この2者というところに問題があると、だから少ないとか、多いとかいうことがですね、やはり私は重要な部分だというふうに思っております。少ないから、これはうちは該当しないんだということではなしに、少なくとも、少ないからこそ、いろいろな意見があるということで、ぜひ、この点については法律も照らしていただいて、一つご検討をいただきたいと思っております。終わります。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今の議員のご質問、ご指摘は、この間、この議場の中でも何回かご質問があったと思います。先ほど申し上げましたように、本町の場合は土木一式で数を申し上げましたけれども、A級が5者、B級が13者、C級は3者でございます。建築一式A級は、先ほど申し上げましたように2者、片方で土木一式のC級が3者ということで、いずれも数としては非常に少ないという状況でございます。ただ、従来から申し上げますように、1者単独でありますと競争性が働いたということにはならないと思いますが、複数の業者で入札をしていただくという場合には、当然それぞれの会社が頑張って、自分のところで応札できる、ぎりぎりのところまで積算をして臨んでいただいております。競争性が働いておるとい認識は町としては持っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議 長（赤松孝一） これで勢旗毅議員の一般質問を終わります。

少し早いようでございますが、ここで昼食のため休憩を13時30分までいたします。

13時から議会運営委員会が開会されますので、よろしく願いいたします。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、本会議を再開いたします。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

伊藤幸男議員。

7 番（伊藤幸男） 日本共産党の伊藤幸男です。それでは、事前通告に基づき地域経済対策について、一般質問を行います。

全国的な地域経済は、厳しい雇用情勢の中で所得の低下や社会保障の後退などによって国民の購買力が低下し、小売業は売上の低迷や減少に追い込まれ、こういう事態になっています。また、農家経営についても、まだまだ、再生産ができる出荷価格は保障されず、福祉分野の事業経営も国の制度上の制約から、大変厳しい事態に立たされており、製造業関連の業者も元請の言いなりの単価を強いられて、苦境に立たされています。

また、過疎化と少子高齢化が急速に進む与謝野町でも、その影響を受け、かつてないデフレという危機的な地域経済の状況になっています。こうしたもとで2014年4月から消費税を3%上乗せして8%にし、そして、2015年10月から消費税を10%にする予定であります。新政権に復活した自公政権の安倍内閣は、デフレ対策として大胆な金融対策を中心とした経済対策を進めています。また、TPPへの参加問題は、今、大きな焦眉の課題ですが、与謝野町にとっても大変重大な影響を与えていると考えています。今、極めて深刻な地域経済の現状のもとで国の政治による消費税の増税、TPPという大きな難題、加えて年金、医療、介護、そして、生活保護制度など、社会保障の相次ぐ後退が覆いかぶさってきているわけであります。こうした中で、与謝野町では昨年3月に中小企業振興基本条例が制定されました。この理念条例は、これからのまちづくりや地域活性化の骨格的な基盤づくりの役割を果たすものであり、その制定の反響は町内だけでなく、全国的にも大きな注目を集めています。

少子高齢化が一段と進む中、本町で地域循環型経済、協働のまちづくりなどの課題を本格的に軌道に乗せていくためには雇用確保、雇用の拡大ともに、住民所得を向上させることが決定的に重要になっており、町内での住民の購買力を高める視点や後継者確保、人材育成の視点などが大変重要だと感じています。

中小企業振興基本条例の具体化は、住民の中からも、また町内業者からも、大変大きな期待が寄せられています。低所得者層対策も、府下で最下位クラスの低所得といわれる本町では、最重要課題であります。かつて町長は公契約条例の課題について、前向きな答弁をされてきたわけですし、その姿勢が、私は町の入札制度にも反映されていると考えております。その条例制定が、私は求められていると考えているところです。現在の町内で若者定住の重要な一翼を担い、まちづくりの中核的な役割を果たし、大きな貢献をしてきた町職員の待遇の改善も求められていると考えています。

以上の点を踏まえ、質問を行いたいと思っています。その前に2点に絞って質問内容を深める意味で述べておきたいと思っています。

一つは地域経済に決定的な影響を与える国の政策である、今の自民党安倍政権の経済対策の問題です。さきに述べたように、デフレ経済のもとで今まで批判されてきた従来型の大型公共事業や不要不急の公共事業まで進めようとしていることです。今回の自民党、公明党政権の経済政策では、来年4月から実施する8%への消費税増税を実施できる環境、条件づくりという地ならしが最大のねらいであります。

株価指数などが上がっていますが、本当の景気回復につながるのか、こういう疑問がマスメディアや経済評論家たちから出始めています。多くの経済評論家やマスメディアまでがこぞって、

今、求められているのは、いわゆる国民の購買力を上げるという、その内需の拡大であり、賃上げと雇用拡大こそデフレ脱却の道であるという主張を行っているのです。中には経済対策にもならないし、財政危機の打開にもならない。むしろ、それらを逆行していると厳しい批判も出ています。この点では、日本共産党は、既に昨年2月に消費税に頼らない別の道があるという提言を明らかにしています。その提言では、財政再建と経済対策に加え、二段階で社会保障の充実も可能にしていく、このことを経済指標も示して明らかに、明確にしているところです。この2月からの国会論戦の中で、2,600兆円もの大企業の内部留保のわずか1%、1%を取り崩すだけで8割の大企業が月額1万円の賃上げが十分できると日本共産党が迫り、経済界に申し入れるべきだと提案をしました。安倍首相も副首相も、大企業には、その条件があることを認め、経団連に労働者の報酬引き上げを申し入れました。回答は白紙だったようですが、その動きの中で一部の大企業が、正社員だけとはいえ、賃上げの動きがぼちぼち始まっているところです。

二つ目の問題は、地方経済に大打撃を与えるTPPへの参加問題であります。この地方によってもTPPは重大な影響を受けるというのが、私どもの認識です。安倍総理はアメリカ大統領との会談を終え、聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったなどと、TPP参加に踏み出す姿勢を強めています。しかし、自民党はさきの総選挙公約で聖域なき関税撤廃を前提にする限り、交渉参加に反対だと、こういう6項目のセットで公約を掲げていました。さきの選挙でも当選者295名のうち205人、7割、この7割の方がTPP反対の公約をしていました。この間の国会論戦でも公約の6項目も、どれ一つまともに守れない状況に追い詰められています。また、日本医師会やJA全中も絶対反対の姿勢を貫いております。それでも安倍総理はTPP参加への前のめりの状態になっています。これら国のデフレ経済の対策や消費税増税、そして、TPP問題などが与謝野町の経済に重大な影響を与えることは明らかであります。

それでは、質問に入ります。1点目、現時点、その中小企業振興基本条例の制定後、産業振興会議での協議、検討は、どういう内容、状況になっているのかをお尋ねしたいと思います。

二つ目、また、町内業者たちが待ちわびている具体的な取り組み、施策は具体化されたのかという二つ目の点。

三つ目、現状の地域経済に対する町としての目標、獲得目標は持っておられるのか、伺いたい。

四つ目、低所得者層に対する対策は、どういう戦略をお持ちであれば、お聞かせ願いたいと思っています。

五つ目、町長は、かつて公契約条例について、前向きな積極的な答弁をされてきた経過があります。この公契約条例に取り組むべきではないのかというのが五つ目。

六つ目に、現在の与謝野町のまちづくりで最も大きな役割を果たしてきた町職員の賃金では、合併以後、行革のこともあり、たび重なる減額をしてきたわけですが、現在、町職員の待遇をどのように考えておられるのか、町職員給与の全国的な位置はどうか、ラスパイレスはどういう位置なのかを含めて、見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上で、第1回目の質問とします。よろしくお願いをいたします。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 伊藤議員ご質問の地域経済対策についての1点目、中小企業振興基本条例制定後

の産業振興会議での協議検討の内容、状況はについてお答えいたします。

産業振興会議は、平成24年度から第2期目をスタートしており、委員25名、オブザーバー5名、事務局を商工観光課と農林課、そして企画財政課で構成され、2月までに全体会議が8回重ねられてきております。現在は、条例の基本的施策であります産業振興ビジョンの全行動プログラムの実施状況について、各種データや資料をもとに検証作業が進められ、重点的に取り組んでいくべき行動プログラムの絞り込みが行われているところでございます。3月には、その作業を終え、絞り込まれた行動プログラムについて、施策化に向けた提言、または中間取りまとめが行われるとお聞きいたしております。

2点目の町内業者が待ちわびている具体的な取り組み、施策は具体化されたのかについてでございますが、条例の推進事業として、産業振興会議が主体となり、「まちグルメ in YOSANO」の実施に向けた取り組みが進められております。この事業は、与謝野町の地元の農業者、加工生産者と飲食店がコラボレーションして、地元農産物、加工製品を使った特別メニューを、住民の皆さんに提供し、地産地消を身近で感じていただくことで、条例の基本理念である地域循環経済について、町ぐるみで考えていただくグルメイベントとなっております。

条例を体感してもらおう取り組みとして、大変期待をしている事業であり、多くの事業者、住民の皆さんにご参加いただきたいというふうに考えております。また、商工会青年部においては、条例制定を契機として、自社の経営理念づくりが進められているとお聞きいたしております。行政としましては、産業振興会議での議論の経過を踏まえ、既存の事業の充実や新規施策の立案へと結びつけながら、広く条例の推進、周知に係る取り組みを産業振興会議とともに進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の地域経済に対する町の獲得目標はについてでございますが、数値的に示したものはございませんが、条例の前文と第1条の目的でも明らかにしておりますとおり、地域経済と地域社会の担い手である中小企業の振興により、町民の皆さんの生活を豊かにすることが最大の目標でございます。

次に、4点目の低所得者に対する対策は、その戦略についてはについてでございますが、以前にもご質問をいただいておりますが、消費税率の引き上げなどもあり、さらに厳しい状況が予測されますが、各種保険制度の減免の手続きを行っていただくことや、それぞれのご家庭の状況に合いましたおつき合いをいただきたいというふうに考えております。

続きまして、5点目の公契約条例を取り組むべきではについてでございます。今までもお答えしてまいりましたとおり、当町では公契約条例を制定するまでには至っておりませんが、その一方で、入札制度においては、町内業者優先で発注するようにより、地元優先、町内経済循環を目指し、今まで制度改革を行ってまいりました。また、中小企業振興基本条例を制定したことにより、これらの動きは、今後より具現化していくものというふうに考えております。

議員から、かつて私が、公契約条例の制定に前向きな答弁をしてきたとありましたが、確かに公契約条例の趣旨そのものに否定的な考えを持っているわけではありません。しかし、府内では、まだ制定に至った自治体はなく、京都府も公契約条例の趣旨について、一部で必要性は認めていますが、現段階では公共工事に限定した公契約大綱の制定にとどまっているのが現状です。

当町といたしましては、国や先進地の制度研究を踏まえながら、今後の検討を慎重に進めてい

く必要があるものというふうに考えておりますが、その一方で地元優先、町内循環型の経済となるよう、さまざまな取り組みを推進していく考えてございます。

当町の現況といたしましては、まだ、公契約条例を制定するまでには至っておりませんが、その考え方にに基づき安値ダンピング受注や、悪質なピンはね業者を規制し、公共サービスの維持向上、地域中小企業の経営安定、地域経済の振興、労働条件の確保を図るためには、どのような取り組みが重要か、今後も引き続き研究を進めていきたいというふうに存じます。

最後に、6点目の町職員の待遇をどのように考えているかについてお答えいたします。町職員の待遇、とりわけ職員の給与につきましては、合併以来、平成19年度の給与構造の見直しや、平成20年、21年度におきます給料の一律3%カットを含め、給与費の大幅な削減を行い、また、行政改革大綱に基づいた職員数の削減によって、業務の見直しや、合理化を図っているものの、地方分権による事務移管等もあり、一人当たりの業務量はふえておりますが、職員はこれらにかかわらず、日常の業務に精励し、また邁進してくれております。そのような中で、本町職員の給与の指数でありますラスパイレース指数は、平成24年度地方公務員給与実態調査によりますと、国の減額後と同じベースで99.8%となっております。全国1,720団体中1,512位でございます。京都府内でも21位と、最下位から3番目の数値で、決して高い数値ではないというふうに認識しております。

また、平均給与月額で見ましても、国は37万2,906円で、それに比較しまして、当町は32万4,056円となっております。全国の自治体に勤務する地方公務員の給与としては、決して高くはないというふうに認識しておりますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

以上で、伊藤議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 答弁をいただいたわけですが、今回の質問の中心的なテーマというのは、私自身の思いからすると地域経済の中で、非常に深刻なデフレが言われていますが、非常にちまたの出来事で言えば、足の引っ張り合いとか、いがみ合いみたいな話まで出てくるような社会ですから、また、後ほど、そのこともちょっと言い過ぎんように気をつけんといかんと思っているんですが、そういうこともちょっと触れてみたいと思っているんですが、ともかく今の社会がデフレという非常に特殊な、また後に、後で言いますけども、日本固有とか、独特の社会になりかけていると、独特の社会という、いいように聞こえるんですが、異常な日本社会がつくられているという点があると思います。ですから、ちょっとその点を、まず初めに、いかに賃上げ、賃金がデフレの中で賃金をふやしてですね、買う力をつけねばならないかという点で、まず、今、働いておる人らの賃金が、どういう状況にあるかという点を日本全体で見て、まず、はっきりさせておかないかんというふうに思っています。安いのは美德ではなくて、安ければいいのではなくて、正常にもらうべきものをもらわないと、地域社会はもたないということを、まず、初めに言うておかないかんと思います。

今、日本全体でいいますとね、昨年の勤労者の平均賃金というのが政府の数字の中で出ました。1990年以降ですね、最低になりました。ピーク時の1997年よりも年収で約70万円も減っています。非正規雇用が労働者の3人に1人、若者と女性では2人に1人が非正規ということまで広がって、年収200万円に満たないという労働者の人々は1,000万人をはるかに超え

ています。ですから、まさに非常にひどいわけですね。後でまた述べますけれども、例えば、賃金が長期にわたって連続的に減り続けている、こんな国は、先進国の中では日本だけなんですね。日本は1997年から14年間に働く人の所得、いわゆる雇用者報酬ですが減って、88%に減りました。同時期に欧米諸国ではアメリカが178、88%に対して178です。イギリスが190、フランスが163、ドイツが129と、こういうふうになっています。ですから、今、言ったように異常な一端を、このことだけでもわかる。最低賃金ですが、先進国で最低の水準なんですね、最低賃金も。日本は、これはOECDの購買力平価という算出方法があるんですが、買う、その国で買えるものを基準にして出すんですけども、それによりますと749円なんです。日本は。フランスでは1,084円、イギリスでは928円、オランダでは1,021円、アメリカでは753円、これは12年度でOECDが出した数字です。

ここにも一番ひどい実態があると、非正規雇用の急増も日本は異常でして、日本も1980年代ぐらいまでは、それから90年の初めごろまでは労働者の1割から2割程度が非正規雇用だったんです。これは世界的にも大体、同じようなあれなんです。しかし、いまや35.5%まで上がっています。3分の1を超えました。これでいっても、ドイツは14.5%、フランスは13.5%、イギリスは5.7%となっています。まさに異常な数字があらわれています。その背景は、一番、皆さんもご承知だと思うんですが、労働法の改悪がベースにあります。今は、これも異常な一つですが、無法な解雇が横行している。これに従わなければ仕事に手がつけられないために、必死になってしがみつくといいことです。これはILOの中でも大きな問題の一つに上がっています。

概括的に今、日本の労働者がどうなっているかというあたりを述べました。そういうところですね、この地方にとってどうなのかということもある意味では考えておく必要があるんじゃないかなと、もっとひどい現象も出てくるんじゃないかというふうに思っています。それでは、答弁をいただいたので、その点でお伺いしたいと思っています。

町長から詳しく1、2については、私の思いからすると、そういうことなんだろうなと思って聞いていたんですが、この点で、私ちょっと踏み込んで、いろいろと努力をされているということとはよくわかりましたが、しかし、条例ができてから1年になるわけですね。私は、やっぱり冒頭に言いましたように皆さんの期待、内外からの期待も非常に高いわけで、それをどう、そういう生産物ですね、いわゆる果実をつくるかと、施策としての果実をつくっていくかという努力がですね、もっと集中した知恵を出さないといけないんじゃないかというふうに思っています。

町としては、産業振興会議に対する具体的なアクションとかレクチャーとか、そういうことはなさっていないのでしょうか。私は、もう結論から言います、行政側の主体性、主導性というのが問われてきているんじゃないかと、1年もたつわけですから、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回、与謝野町でつくられました中小企業振興基本条例につきましては、条例があって、それに基づいて、いろんな施策を打っていくというやり方ではなく、与謝野町流のやり方で、今までやってきたことの集大成として一つの、こういう条例をつくっていくということができたということが、岡田先生なんかの評価の中でも高く評価していただいているところだというふうに思っております。

もともとの総合計画に掲げてありました自助、共助、商助、公助、そうした協働で町をつくっていくのだと、その中でもとりわけ循環型経済、地域循環型経済として、今までにやってきました住宅改修の、そうした事業、また、福祉の取り組みの中で四つの違う法人が1カ所でいろんな事業を展開していくこと、また、リフレのああいう農業者と福祉事業者、そしてまた、地元とが協働してああいうものをつくっていくという、そういういろいろな形でのまちづくりの中身の中で、町ぐるみで住民の人も一緒になってやっていくという、そういうものを一つの、この条例の中の基本になっているということが、ただ単に条例をつくったという、そういう町とは違う特異な形だというふうに評価をいただいています。

その中で、行政が果たすべき役割の中で、産業振興会議を進めるに当たって、いろいろな場面で行政がおもてに出るのではなしに、会議で、いろいろと審議される、また、あの中小企業振興基本条例でもそうです。基本条例をつくる時もそうですけれども、いろんなデータを集めたり、あるいは、その会議に必要とされる視察を行ったり、あるいは資料等を整えて、そして、その住民の方たちが、委員の方たちが一定の方向性を出したり、よりよい案を提案いただくような、そういう下支えに職員が頑張っているということに対しても、今回、評価をされております。

実際に中小企業振興基本条例をつくるに当たっても、もう既に100ほどできているらしいですけれども、この与謝野町の、こういう振興条例のつくり方、また、その推進母体が、この条例ができましたから、行政、やっくださいよという形ではなしに、つくった、その本体の産業振興会議が、自分たちが主体となって、この町の、そうしたいろいろな諸問題、あるいは施策に提案できるようなことをつくり上げていこうという、そういう姿勢、また、そういう位置づけにしてあることが非常にすばらしい取り組みだというふうに評価をいただいております。

そういうことを考えていきますと、行政が一定の目標を持ってこうだというのではなしに、それぞれの立場で、いろいろと出し合ったものをまとめて、そして、それを具現化していく、もう既に具現化すべき中身については、産業振興ビジョンに掲げられておりますので、そのビジョンに向かって、どうすれば具体的に施策を推進していくことができるかということ、この今、産業振興会議の中で考えていただいて、そして、それを具現化していこうという、まだ、3月いっぱい、そうしたチェックが終わりますので、そうした住民の方たちを主体にした取り組みに、町もしていきたいと思っておりますし、その方たちも自分たちが、そうしたことを自分たちの力でやっていこうという、そういったことが生まれつつあるということで、もう少し長い目で見ていただきたいなというふうに思っております。お答えになったかどうかはわかりませんが、やはりこれには大勢の方の力や、そうしたものを集結して、そして、事業を進めていくという、今までの与謝野町流のやり方でやっていきたいというふうに思っているところでございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっと僕自身が誤解していたんですかね、今、町長、答弁、聞いていると条例がつくれたので、あとは振興会議の中で具体化が始まっているというふうに、僕は理解してたんです。今の町長の答弁は、そうでなくて、与謝野町流と言うから、また、もう一つ、混乱し出したんですが、住民が主体につくるんだというんですけど、そら理想的にはいいんですけどね。しかし、今すぐに、この町長がおっしゃるような形には、なかなかすぐならないん違うかと、やはり手とり足とり、よちよち歩きから手とり足とりしないと、歩く者も、なかなかよう歩かないだ

ろうと、今、最近はやちよち歩きという例はよくないですけどね。そういうことをしないほうがいいという子育て論もあるんで。しかし、そういう支えるというんかね、リードするというか、そういうことは当然、要ると思うんですね。だから、ちょっと今、町長の答弁自身が、僕自身はわからないんです。わからないというのは、理想を求めているのか、現実社会の中では、今、みんな待っているわけで、そうだとしたら、もっと違う打ち出し方が要るのではないかと、住民に。もしくは一般の方々にね、というふうに思うんです、どうですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） その捉え方が本当に真逆といたしますか、ちょっと違っているというふうに思っております。実際に、例えば、商工会の青年部の方たちも先進地として湯布院を見にきたいということで行かれました。そして、行かれた中で、いろいろと研修をされる中で、それは何も行政がしてくれることではないと、待っていたんではだめだと、やはり自分たちで考え、自分たちで歩み出さなければだめなんだというふうなことを強く感じて帰られて、そして、それをもとに、まずは、自分の会社の足元を見直してみようというようなことで、今、それぞれの企業の方が、そのまちづくりの中で自分の会社の位置づけを考えたり、あるいは、その中で果たすべき役割を今、考えたりしておられます。やはり時間がかかると思うんですけども、前回、シンポジウムが開催されました。あれは町が仕掛けたわけではないんです。振興会議の中で皆さんが、これだけ自分たち、一生懸命考えて、こういう条例もできた、また、振興会議の中で具体的に進めていこうという方向性ができたと、今までは、それぞれが、私は農業関係だから、ああだこうだ、こういうことがしてほしい。また、私は織物関係で、ああだこうだ、こうしてほしいというようなものが、その振興会議を進めていく中で、いやそれぞれが、いやこれについては僕らも関係があるよね、これについてはいやいや、私たちも協力していけるんじゃないのというふうなことで、いろいろ議論をされた中で新しい気づきがあって、自分たちが、このシンポジウムを、せっかくできたんだから、その記念として、ぜひ自分たちでシンポジウムをやろうということで、それぞれ農業者の方、商工関係の方、あるいは消費者の方、福祉関係の方、また、先生を、岡田先生に来てもらって、そうした自分たちが、その条例等を発表する場をつくりたいという、自主的な、そういう思いの中で、あのシンポジウムが開かれたんです。ですから、まさしくおっしゃるとおり、その人たちの気持ちが、あの場面で非常にされたんですけど、受けとめているほうは、それこそ行政が仕掛けて、こういう条例ができましたということで発表しているんだというふうな捉え方がされていることに、やはりまだまだ、もっと町も一緒になって、それらの理念だとか、考えか方だとか、あるいは今後、その中から生まれてくるであろう施策なんかについても、町民の皆さんにお知らせしていく必要があるなど、もっと啓発していく必要があるなというふうに思っております。

ですから、歩みが遅いように思われるかもわかりませんが、大勢の方が、そうしたまちづくりでやっていくんだ、協働でやっていくということは、こういうことなんだということが初めて、あの産業振興会議の中あたりで生まれてきたんだというふうに思っておりますので、やはりそうした思いを大事にして、その輪を広げていく努力を行政もしていく必要があるというふうに考えているところです。ですから、できれば、もう一度でも二度でも、そうした産業振興会議の中身だとか、あるいは今現在の置かれている進行状況だとかいうのを皆さんにお知らせしてい

く中で、それらをもっと知っていただく必要があるかなと、今、そのように思っております。お答えになったかどうかはわかりませんが、非常に思い違いが、町民の方もですし、議員の皆さんの中にも、そういうことが少しまだ、あるのではないかと思いますので、ですから、それを明確に、決して行政が表へ出て、町が表に出て、こういうものができましたではなしに、そのつくられた、積み上げてこられた中身について、やはりもっと知っていただく必要があるなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 僕もね、じっと待ってたんです、実は。いつになったら出てくるんだろう、いつになったら出てくるだろうと、ほかの議員さんもそういう質問を何度かしましたよね。だけど今、町長がおっしゃったような答弁は、リアルには、僕は受け取れませんでした。そういうつもりで町長がおっしゃったのかわからんけど、今、言ったようなね、だけど、今みたいな鮮明に明らかにね、おのおのの自覚で、住民の皆さんの自覚で進めるんだというんなら、そうしたら投げかけが要るでしょう。こういうアクションをして、みんなに、こういう反応をもらおうとか、そういうこと自身がないのに、自覚でやってください、自覚でやってくださいというんでは、まとまりもつかないし、僕は進まないと思いますね。

それなりに成熟した人らが寄りだして、認識が一定に一致したところまでいっている人らだったら、やろうと言ったら、ツーカーとなるからわかるけど、しかし、わからん人間はそうなりますよ。知らないんだもの。だから、それは住民の皆さんの力をかりてやろうというんですから、僕は視点自身は、今、町長が答弁されたことで、私自身も、あっそういうことなんだということにはわかりましたよ。しかし、それを本当にみんなの、いろんな人らの知恵を集めようと思ったら、知恵や力を集めようと思ったら具体的には、さっきは、例えば、再度、シンポでもやろうかという、ありましたよね。そういうアクションがない限りアイデアも提案も集まらないと思いますね。だから、そこはやっぱりボタンのかけ違いなのか、担当課のほうでの仕組みづくりが悪いのか、担当課といっても、あなたのところじゃないで、あなたとも含めてだけど、だから、仕組みづくりがきちんとできてないと町民向けの、あの人、この人には、みんなに知らせようということではできないですよ。自覚待つ、自覚待たたって、いつまでたたってできないと思いますよ。大体、趣旨はわかりましたから、今後は、そういうプレーをぜひやってほしいというふうに思いますね。

ただ、この間、もう一つ言いますね、産業振興会議の案内もたくさんいただきました。僕は、ずっと残念ながら、ほんまにかち合って、かち合って行けなかったんです。行きたい、行きたいと思ったんですけど、しかし、とにかくそういうことであるなら、もっとアクションを、こういう企画で、いろんな意見が欲しいとか、こういうアイデアを、我々は検討しておるけども、どうだろうとか、アイデアとか提案を欲しいということがね、相手側に伝わるような、多くの人に伝わるような、そういう媒介というのか、そういうものが要るのではないかと考えています。

町長、何かありますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと本当に誤解といいますか、その辺の食い違いがあるかと思いますが、産業振興ビジョンをつくりました。つくりましたのは行政が、これはつくったわけでもなし

に、こういう計画が必要だと、将来へ向けた目標が必要だという中で産業振興会議を立ち上げて、そして、ビジョンを作成する、そういう論議をする中で産業振興ビジョンというのができ上がりました。これは目標にすべきものであって、それを今、具体的に、その中のいろんなたくさんの施策がある中をどういうふうにしていけば具体化できるか、あるいは、その辺について今、その産業振興会議、新しいメンバーになった方たちで、それを今、精査していただいているところです。それらのものができてきたら一定の打ち出しができてくるかというふうに思いますし、一つ一つ歩を進めながら、具体的に進めていく、今、そういう状況であるというふうにご理解がいただきたいと思います。

決して、何回も言いますけれども、あれは、そうした計画というものは産業振興ビジョンもそうですし、観光振興ビジョンもそうですし、住民の方たちに業者に来てもらって考えたものではなく、住民の方たちがみずから考えて、この町には、こういう方向でいこうと、そのためには、それをまとめる中小企業振興基本条例が必要だという、そういう形で一定の方向性が生み出されて、それを一つの理念にして、いろんな施策を打つためのアイデアを今後まとめていこうと、今、されている状況だというふうにご理解がいただいたらというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この点は、ちょっとまだ、認識に、町長と僕の認識にはずれがあります。それは仕方ないことだと思っているんですが、それはともかく、それを言い出したら時間がないので、あれですが、もうしませんけども、私は具体的にアクションを起こさないと、それは、この指とまれと言って指を指すだけでもいいんですから、そういう行動が要るのではないかと、そうでないのに、みんな自覚的と言っても集まらないわけですから、それはもう行き違いが起こってまですので、次に移ります。

公契約条例の問題に移ります。時間がありませんから、ご存じのように町長自身も、前の答弁の中でも言いましたが、既に千葉県の野田市をはじめ川崎や幾つかの自治体で制定して、全国的にも、県レベルでも検討していますし、それから、市町村レベルでもかなり広がっています。簡単に言うと、要約して言うとね、私の理解はですよ。市町村が仕事を発注する際、地元業者を最優先にして、下請や孫請の利益や、その労働者の適切な賃金を確保することを義務づけるもので、地域循環型の経済の底上げを図るという役割を果たすというふうに思っています。もちろん、これは雑な言い方ですよ。私は与謝野町の中小企業振興基本条例の、町長もちょっとおっしゃった面がありますが、基本条例の、この理念とも一致する部分もたくさんあって、表裏一体というか、一致すると、これからのしかし、新しい手法として、これは対外、業者との関係とかいう点でいえば、非常に大事なものではないかと思っています。そういう点で、答弁では検討もするけど、しかし、今のところ、すぐにみたいな話はならないみたいな答弁でしたが、私としては、ぜひそれは前向きにご協議願えたらなと思っています。

あとは、もう1点だけ、順番が違ったんですけども、消費税の問題を冒頭にちょっと触れませんでしたから、消費税が非常に大きな影響を与えるので、また、増税が、その先に見えてますので、一つは、2点だけいいです、消費税の比較、いわゆるヨーロッパの国と日本の消費税の違いです。日本とイギリスを対比してみます、比較してみます、日本は5%です、今ね。イギリスは17.5%です。しかし、国税収入に占める消費税の割合というのは、日本は26%です。イギ

リスは21.5%なんです。奇妙な話なんです。これは何があるかといったら、よく精通されておる方はわかると思います。売上品目が非課税になっているところと、そうでないのがあります。イギリスは食料品、上下水道、図書、それから、障害者のいろんな用具、住宅建設、旅客運賃、医療費というのは医薬品ですね、子供の服、こういうものが無税です、ゼロ税率です。これがあるということですね。ですから、大きな違いは低所得者には日本は非常にストレートにくるんですね。

次に、簡単にもう一つ試してみます。時間がない。逆進性の問題です。税負担の逆進性の問題です。200万円までの人は5.3%の負担割合があります。これは金がないためによそから借りるとかいう、1,000万円ぐらいになると2.1%の負担になるんです。所得に収入に割り出すとですよ、という点を言っておきたいと思います。

あと最後に、ちょっと時間が足りませんでした、町職員の待遇の問題で一応、町長からも答弁をいただきましたが、私は、このように思っています。前にも申し上げましたが、地域の、町職員というのはまちづくりのコーディネーターだと、先ほど論議がありましたけども、その大きな役割を果たしてきたという点が、私は今まで7年間、おつき合ってきた中で非常に頑張ってきたというふうに思っています。職員給与というのは、まさに生活給を中心にした。

- 議 長（赤松孝一） 伊藤議員、時間が切れしました。
7 番（伊藤幸男） そうですか。わかりました。大変すみません。
議 長（赤松孝一） 答弁を求めるんですか。
7 番（伊藤幸男） 中途半端で答弁できんと思います。
議 長（赤松孝一） これで伊藤幸男議員の一般質問を終わります。
ここで35分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時22分）

（再開 午後 2時35分）

- 議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。
次に、11番、小林庸夫議員の一般質問を許します。

11番、小林議員。

- 11番（小林庸夫） それでは、議長のお許しを得ましたので、町長に対しまして二つばかり一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は、野田川庁舎本館の閉鎖予定ということをお聞きしております。今後の業務体制と周辺整備につきまして、お聞きしたいと思います。昨年1月から11月までの長期にわたって、庁舎統合検討委員会の皆さん方から、将来の総合庁舎化への答申が出されました。この中で、野田川庁舎本館につきましては、皆様ご存じのとおり、耐用年数がきていることとあわせまして、耐震性に問題があるというようなことで、閉鎖への提言が出されました次第でございます。現状を見ますと、私もやむを得ない見解だとは思いますが、反面、町民の皆さんの窓口利用度を見ますときに、岩滝本庁舎、加悦庁舎、そして野田川庁舎ですね、100とした場合、野田川庁舎の分が、利用度が49%を占めるという、一番利用度が高い庁舎であります。

きょうまでの町長のお話の中から、耐震構造がなされております北庁舎を存続し、住民サービスの窓口業務を行いたいということをお聞きいたしておりますけども、きょうまでの業務が劣化

しない対応が望まれることから質問をいたすものでございます。

まず、一つ目に、現在は地域振興課、住民環境課、税務課、水道課、下水道課の5課があるわけですが、どのような業務体制を考えておられるのか、機構改革ともリンクすることですが、まず、お聞きしたいと思います。

二つ目に、どこともですが、非常に高齢世帯がふえてきておる世の中でございます。またひとり暮らしの世帯など、ますます増加する環境の中で、役場への交通の便、足の便が不自由な方へのサービスなどにつきまして、考えておられることがございましたら、お聞きしたいと思います。

三つ目につきまして、公的な施設というものは、できましたときには、周辺もにぎやかになるものでございますが、縮小であるとか、あるいは閉鎖ということになれば、有形無形の影響が出てくると考えられます。このたびの庁舎問題で、岩滝本庁舎の機能移転という案につきましても、こういったことへの心配、不安が、岩滝地域の方々への声となってあらわれたものと考えております。野田川庁舎の閉鎖に伴って、地域が一段と冷え込むことのないように、行政としてはアフターの活用方法は、どのようなことを考えておられるのかをお聞きしたいということが、三つ目でございます。

四つ目に、野田川庁舎の裏側は自転車道、散策道として利用されているサイクリングロードがございます。高齢世代が増加し、健康維持のためにも朝夕、散歩をされている方も多く見受けましますし、高校生、学生あたりの利用も目に受けます。こういった方々が利用しやすい公衆トイレといったものが、残念ながら野田川地域には、町中にはあまり見当たりません。庁舎敷地内に新設されることを提案するものでございます。

次に、2点目の質問に入ります。野田川駅を美しくということから、一つ目に、野田川駅舎内のトイレの改修と藤棚の整備は計画されているのか、質問いたしたいと思います。

二つ目に、野田川駅前の広場はKTRの利用客の方々への駐車場として利用されております。天橋立列車など、天橋立発の特急なり、そういった列車などを利用するにしましても、天橋立には駐車場が、スペースが狭い事情でございます、あっても利用料が高額であります。その点、野田川駅前には広く、きょう現在も何台か利用されておりますけども、旧官舎もでございます。旧官舎も鉄筋コンクリートの建物でございますが、今は利用されていないようでございますので、こういった場所が活用されることによってKTRの利用、あるいは地域の活性にも、幾分でもつながることにはならないものかと思ひまして、いわゆる駐車場にするような意味合いを込めまして、官舎の跡地の活用という形のことは、どうかということで、あわせてお尋ねするものでございます。

あわせまして、三つ目に、難しいこととは存じますが、承知の上で、この野田川駅までの電化要望が、町として要望されることはお考えではないかということをお聞きして、1回目の質問といたします。よろしくお願ひします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 小林議員ご質問の1番目、庁舎問題に関し、野田川庁舎の業務体制と周辺整備を聞くについてお答えいたします。

ご質問にもありますように、3庁舎の中で、窓口業務受付件数を見てもみると、野田川庁舎が、

おっしゃったように全体の49%を占めております。これは、昨年5月に開催いたしました第4回庁舎統合検討委員会での資料として配付させていただきましたデータによるものでございますが、その比率は現段階でもほぼ変わらないものと考えております。しかしながら、これはあくまでも窓口業務であり、住民異動関係や戸籍、住民基本台帳関係でございますので、福祉、医療関係などを考慮いたしますと、庁舎に訪れられる比率は変動してくるものと考えております。

このような中で、まず、1点目に機構改革ともリンクすることだが、どのような業務体制を考えているのかとのご質問でございます。現在は、野田川庁舎本館には住民環境課と税務課、そして、野田川地域振興課の3課が執務をいたしております。住民環境課と税務課につきましては、原則的には本庁舎、もしくは加悦庁舎のどちらかに配置する形になるかと思っております。また、野田川地域振興課は、他の地域振興課や既存の課の再編をどのようにするのかといった機構改革の中で検討することになるかというふうに考えており、これらを総合的に検討しなければならないというふうに考えております。

これらのことにつきましては、業務体系をどのように再編するかによって大きく変わってまいりますので、今後、議論を深めながら、できる限り早い時期に考え方を示させていただきたいというふうに考えております。したがって、現段階でこうしますとは申し上げることはできませんが、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

次に、2点目の今後、高齢世帯の増加に伴って役場までの交通の便（足）で、サービス対応できることについてはお答えいたします。現在、議会にもご報告をさせていただいておりますように、200円バスの導入に向け、関係市町や、関係機関と調整を進めているところでございまして、これが導入できますと、現在、運行しておりますコミュニティバスひまわりとあわせ、高齢者の方々の足としても安価で便利にご利用いただくことが可能となります。もちろんこれをもって、全てが解決できるものではないというふうに思いますが、一定の環境整備は整うのではないかとこのように考えておりますので、実現に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

3点目の公共施設があるだけで、地域への有形無形な目に見えないシンボルと言える。地域が前向きになるように、行政としてアフターの活用方法は何か考えているのか、また、4点目の自転車道、散策道に面しており、公衆トイレの新設をし、人の利用しやすい場所としての活用を提案するにつきましては、関連しておりますので、まとめてお答えいたします。

まずは、庁舎を取り壊すにしても多くの経費が必要となりますので、早急に行うことはなかなか難しい状況です。しかしながら、そのまま放置していくというのはいかがなものかと考えますので、取り壊しだけを単独で考えるのではなく、何かの目的を持った整備と一緒に考えることで、新たな財源を見つけることも可能ではないかというふうに思っております。したがって、1点目のご質問でもお答えしました、今後の議論の中で、それらの方向性もあわせて検討できればというふうに考えております。シンボリックな施設を建設するところまでは難しいかと思いますが、公衆トイレや広場の活用などの方向性を検討する価値はあるのではないかとこのように考えております。

なお、現在、第2次行政改革大綱策定に向けて、行政改革推進委員会で精力的にご議論をいただいておりますが、全ての住民サービスを堅持し充実するという事は難しく、機構の改革やサ

ービスの水準についても、住民の皆さんにもある程度の理解を求めていかなければならないのではないかといったご意見をお聞きしておりますので、これらのご意見も踏まえて、持続可能なまちづくりの視点で対応してまいりたいと考えております。

続きまして、2番目のご質問、野田川駅を美しくについてお答えいたします。まず、1点目の野田川駅舎のトイレ改修と藤棚の整備について計画しているかについてでございますが、野田川駅のトイレは北近畿タンゴ鉄道が開業された平成2年に駅舎を建設して以来、改修はしておらず、日々の清掃と小修繕により維持管理をしている状況でございます。便器やトイレ内装の改修により、きれいで清潔感があり利用者に喜ばれる快適なトイレとすることは、誰もが望むところでございますが、現在のところ、トイレの機能に大きな問題はないと認識しており、改修の計画は有しておりません。また、駅舎横の藤棚につきましては、棚はあるものの、藤を育てるところまではできていないのが現状でございます。これは藤の植栽のノウハウもなく、手入れの必要もあることから、このような状況になっているわけですが、棚自体は使用可能であることから、例えば、ガーデニング知識のある地域住民の方等により、棚を活用していただく等の方法も考えられますので、マイレール、マイ駅舎の機運醸成も絡めて、有効活用の研究をしたいというふうに思います。

次に、2点目の野田川駅の横にあります旧官舎を取り壊し、駐車場として活用してはどうかというご提案でございますが、サイクリングロード側への通用口や駅舎外装の塗装等を行った平成19年度、野田川駅整備事業の計画を検討する際、町におきましても駐車場整備の検討を行いました。旧官舎は、その土地も含めましてKTRの所有となっており、当時、KTRへも取り壊しの可能性についてご相談させていただいたところ、旧官舎は利用しておらず、KTRとしても土地の有効活用は望むところではあるものの、厳しい経営状況の中で、そこまでの投資はできないため、与謝野町で解体されるのであれば、社内で検討をさせていただくことのご回答でした。町としても、町が旧官舎を取り壊して、整地、舗装までして駐車場として整備するという判断には至らず、断念した経過がございます。また、反対側の駅舎岩滝側引き込み線付近のあいたスペースを駐車場として利用させていただけないかとも相談いたしました。これもKTRの資材の搬出入等で使用するため不可能であるということでございました。ほかにも駅前の農協跡地がございますが、土地の買い取り、もしくは賃貸により支出を伴いますので、町の財政状況と駐車場利用実態を含めて総合的に判断すれば、駐車場は現在の状況でのご利用をお願いしたいというふうに考えております。

3点目の野田川駅までの電化についてですが、これまでから本議会におきましても答弁をさせていただいておりますとおり、電化は極めて困難と認識しております。仮に電化工事を行うとするならば軌道設備や電気施設、保安設備等、宮津線全線に対応が必要となり、本町の区間だけの議論にはなりません。また、電気設備の技師や電車の運転手、車両設備に至るまで、全てを見直す必要があり、膨大な資金の調達と今後の運営費の高騰が予想されます。これらはKTR単独では到底不可能でありまして、また、京都府をはじめ沿線自治体との合意が必要となります。したがって、電化は極めて困難であるものと認識しており、要望することも難しいのではないかとこのように考えております。

以上で、小林議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） いろいろと丁寧なお答えいただきまして、ありがとうございました。

野田川庁舎の閉鎖ということにつきましては、野田川地区にお住まいの方々も、いわゆる窓口サービスというんですか、今より機能が落ちないことであるならば、やむを得ないことだろうというように、そういったお考えの方が多くのように、いろいろとお聞きしましたら思ったんですが、ただ、配置される職員さんが、なれば税であるとか、保険であるとか、土木建設関係、あるいは福祉につきましても、やはり窓口に行ってお話させていただいて、いわゆるその場で受け答えができる職員さんを、やはり配置してほしいと、そうすれば人数は少なくなっても、いわゆる対応がしてもらえたら、それでいいん違うかというようなお声も耳にするんですが、以前、町長は2名か3名ということをおっしゃっておられて、ただ単に税の受け入れだけの、あるいは住民票の、それだけのことで、やはり住民の方々の要求に、やはり応えるにつきましては、それぞれのある程度、その分野で職員異動をなされて、ある程度、中堅どころ、ベテランクラスの人を配置していただくというようなお考えを、ぜひお願いしたいなど、このように思うんですが、そのことにつきましてのお考えはいかがでございますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 現在、どういう形にするかというのは、先ほどもお答えしましたように、全く白紙でございます。いずれ、どちらかの庁舎に持っていくにいたしましても、やはり先ほども少し申し上げましたが、福祉なんかと、やはり税務課、また、そうしたところは、いろんなことで関連がありますので、同じ場所に、やはりあるほうがいいでしょうし、また、それらのことについて、オールマイティーに答えられる、その職員というのは、これはなかなかいないというふうに思いますし、その窓口業務も、どういう形ですか、これは単に地域振興課だけの問題、その窓口だけの問題ではなしに、他のじゃあ地域振興課をどうするのかというようなことも絡んでまいりますので、それらも含めた検討が今後は必要だというふうに思います。

ただ、人数が少なくなっていく中で、そうした体制がとれるかどうか、それよりもむしろ1カ所に、1カ所に全てがあって、そこへ行けば、全てある程度のことが解決できるような、そうしたことのほうが住民の方にとっても二度手間が起こらなくていいのではないかというふうな考え方もありますので、もう少しお時間いただく中で、できるだけ早い時期に方向性を打ち出してまいりたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 合併しまして6年ほどたって、いずれは庁舎も総合庁舎化で、今、町長おっしゃったように一本化という方向で、検討委員会もそういうふうな方向づけを答申されたわけでございますが、そういう方向に行くとは私は思ってます。それは、たまたま今ある3庁舎のうち、先駆けて、野田川庁舎はそういう、いわゆる少人数で住民の方々の対応という形でやっていくわけですけども、あとどこかが、残るとこが、また、何年か後には、そういう対象の庁舎になってくるわけですね。そういうことも含めまして、野田川庁舎の窓口業務というもののあり方とか、進め方とかいうことが、次のそういう統合に向けての、総合庁舎化に向けての一つの支所的な形の機能というんですか、そういったことでの住民サービスということの、支所のテストケースに私はなると思っています。

町長の、この与謝野町報の町長のインタビューで庁舎統合、いわゆる野田川庁舎が廃止になってもですね。皆さんに満足してもらえる行政サービスの提供を目指していくと、いきたいということをおっしゃられています。

ぜひ、そういうことを基本を置いて、やはり、ただ、人数だけおられたらいいというのではなしに、やはりてきぱきと対応ができるだけの職員さんが、住民の人は待っておられるということだと思います。本庁舎に行けば、全ての機能があるだけに可能かもわかりませんが、いわゆる、その場で解決が求めなくても、こういう形だとかいう、そういった対応ができる人の配置が、私は望まれるんじゃないかと思っております。そのことが一つでございます。

それから、いわゆる去年でしたか、同志社大学の真山教授もお越しいただいて、お話を聞きましたのに、やはりその空き庁舎というものの、どういう形に持っていくかという形のことで、住民の拠点施設としてという活用の、整備するというようなお話も承ったんですが、何せそういった耐震化ができがたいというような制約もございますし、いわゆるあいたこの活用方法、あわせまして、いわゆる地域の、やはりそういった劣化するであろう、これも想像ですけども、そういうことの、少しでも支えになるような行政的なフォローが、どういうことかと思っ、私もトイレはどうかということで申し上げたんですが、先ほど、答弁では一応、お考えになっておられるというようなことにお聞きしたんですが、そういうふうに理解させてもらっていいわけですね、公衆トイレにつきましても。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） それらにつきましても、まだ、こうしていこうというような方針もまだ出しておりません。どういう形がいいのか、もし何かにするにしても、ただ、つぶすだけでは何ともなりませんので、やはりこれをやろうというものができれば、そういった補助制度に乗るような形だとか、あるいは全く何もつくりないうで、広場といいますか、そういうふうにするところもあるでしょうし、まだ、全く何にしようとか、どういう使い方をしようとかいうことも、まだ決まっておられません。ですけれども、何とかやはり耐震といいますか、地震に弱いであろうところについては、それなりの使い方は、ほかにもあるかもしれませんので、それらを、また内部でも一定の相談をする中で、機構改革も含めて、どうしていくかということを一方向性を早く出していきたいなと思っております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今回の質問は、ちょっとトイレばかりになったみたいな、トイレ質問なんだ、ちょっとあのもんですけれども、私もこの、次の山田駅にも関連して、トイレのことをずっと、町中の公衆トイレをどっと点検させていただきました。残念ながら、岩滝地域も加悦地域も、いわゆる町中にね、やっぱり公衆トイレというのが設置してありますけれども、野田川地域には山田駅と旧水戸谷駅の跡というような形で、あとは町民グラウンドであるとか、あるいはテニスコートであるとか、そういったフォレストパークとか、そういったちょっとそういう目的化された地域にはトイレも設置してあるようですが、町中といえるところには、野田川駅ぐらいかなどは思っております。ぜひ、建てた以上は管理もしていかなきゃなりませんので、また、地元の区ともご相談もしていただかんなんかと思いますけれども、その役場の敷地内に設置ができたなら、この隣にもございますし、ちょっとお聞きしましたら、これは京都府がなされたようなことを聞い

ておるんですけど、この自転道に関連してということをお聞きしておるんですが、町として、やはり野田川庁舎の敷地内に、そういったものが利用できるようなところがあれば、また散策しながらでも、高齢の方々でも利用しやすいんじゃないかなと思っておりますので、ぜひこれもあわせてご検討いただきたいと、このように思います。

それから、二つ目の野田川駅舎内のトイレにつきまして、もうトイレ、トイレで、きょうはなんだ、ほんまに。町長の先ほどのお答えでは、機能しているので計画はないというような結論だと思いますけども、私は、確かに機能はしておるんでしょうけども、ごらんになったとは思いますが、へきがね、もうさびたりして、これはもういかなもんかなと、やっぱりもう少しね、与謝野町の一つの、唯一の駅でございますし、こんなことでは観光、観光いう言うとりながら、全然なっていないなと思ったりしとるんです。そういう全面改修ではなくても、そういった部分改修ということも、ぜひ、お考えがしてもらいべきではないかというのは、せんだっても、どういのですか、外国人向けのガイド本でミシュランのグリーンガイド・ジャポンとかいう本にですね、この北近畿では初めて天橋立、それから、伊根の舟屋、城崎温泉というものが二つ星に指定されたという、高く外国の本に、観光の本に評価されたということを見たんですが、それとまた、ことしの10月5日ですか、江山文庫でNPO法人の北近畿みらい塾というのが計画されておるようでございますし、やはり車で、列車で野田川駅におられる方、利用される方もあると思いますし、やはりそういった方にああ、もう、ひとつだというような思いになってもらわないような、やはり一つの大事な場所であると思っておりますけども、そういった意味での改修というんですか、そういったことは計画にないとおっしゃっておられましたけども、私は早急にされるべきだと思っておりますけども、もう一度、町長、これにつきましては、考えを切りかえてもらえるような形のご答弁をお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） トイレ、トイレということなんですけど、本当に私自身も足を手術しましてから、いろいろとトイレについては、町内中、見て回りました。特に阿蘇シーサイドなんかでも、散歩したりしてる途中で、今のトイレどうなっているか、城山のところのテニスコートのところも新しくできましたけど、どういう状況かとか、ずっと見てまいりました。

野田川駅も、これではなと思ったことがあったのが、列車に乗ってずっと来ます途中、非常に列車の中でトイレへ行こう思いますが、揺れがひどくて、また、腰かけじゃない和式のままの列車のトイレなんですよね。ですから、上へ上がって、そして用を足すというのが非常に不安定で怖くて行けないので、とりあえず野田川駅まで帰ってきて、さあ行こうと思ったら、今度はもう一つそれ以上にしゃがんで、持つところも何かということで、福知山でやっとならばよかったと思っておりますけど、わずか4分ぐらいの乗りかえの中で、トイレまで行ってる暇がないんで、そのままこっちまで帰ってきたんですけど、そうしてみたときに、やはり障害者に対して、あるいは、そういった不自由な方に対しても、優しいトイレではないというのは事実ですので、ある意味、野田川の玄関口ですので、いろんな問題があるかと思っておりますけれども、やはりその辺の整備はする必要はあるなと思っております。

特に岩滝には、町中にいろいろとあって、非常に観光トイレのような形で、いろんな整っております。加悦にも、やはりちりめん街道等がありますので、あの周辺にもきちっと割合できつつ

あります。あのところについても、やはり入り口のところにあっても、ずっと歩いて向こうまで行きます間にトイレがないというふうなこともありますので、これから、与謝野町も観光の町としてある程度受け入れていこうというふうに思いますと、やはり全体の中で、与謝野町の中で必要なトイレというものは、たくさんはできないかもわかりませんが、ある程度、必要でないかなと思います。看板も必要なんですけど、やっぱりそのトイレの充実いうものは、駅だとか、どこだとかいう限らず、やはりもう少し見直す必要があるのかなと思っております。全面的な改修でなくても、便器をかえるだとか、あるいは横をもう少しきれいに化粧し直すだとか、いろんな方法があるかと思っておりますので、大事なことですので、町内全体の中でも見直してまいりたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） トイレも、私も、先ほども申しましたように、ずっと町中歩かせていただきまして、加悦の道の駅は、見るからにさま変わりするほど美しくなっておりました。峠もきれいに管理されておられます。

残念ながら、この山田駅、それから水戸谷のトイレ、ティシュペーパーが設置してないんですね。クアハウスの前の駐車場も設置してなかったですけど、あれはトイレのティッシュは置いていませんというのが張ってありますけども、やはり以前聞いた思いでは、どなたか知らんけど、もうめちゃくちゃされるとか、あるいは持ってかえられるとかいうような、お聞きしたんですけど、私も岩滝口の駅と大宮駅の駅も見に行かせてもらったんです、KTRでね。ほんで岩滝の駅もきちっとトイレトペーパーも設置してあります。大宮駅も、もちろんそういうこと、トイレトペーパーも設置してありまして、大宮駅には女性の方が事務をとっておられてお話を聞いたんですが、もう紙がなかったら、手でむちゃくちゃされたり、外でされたりして、後がもう大変だということで、少々のは目をつぶって、トイレトペーパーを設置しておるということをおっしゃっておられました。

山田駅の窓口のおじさんと話をしても、いわゆる女子高校生がもう紙をくださいと言って飛び込んで来るということをおっしゃっておられまして、本当にやっぱりこれはトイレトペーパーぐらいは、やっぱりそういう管理する団体が、やっぱり設置されるべきだと思っております。

あるいは与謝野町中を見ても、野田川駅と水戸谷駅だと、それから今、言いましたクアハウスの、ここはそういう形で、ありませんということを明記してありましたけども、それから男山公園というところはなかったんですけども、あとはもう全部設置してありました。やはりこういったことは、やはりこれだけ成熟社会で、やはりもうきれいなのに、みんな懂れておりますのでね、ぜひそういったことは取り組んでいただきたいことだと、このように思います。

それから、藤棚の整備のこともちょっと申し上げたんですが、僕もある人からちょっと聞いたんですけど、宮津高校の建築科の生徒に、材料提供するで、もう頼む、アイデア任せるでやっておくれんかというようなことで依頼されるのも一つの手、違いかと、ほんでできた後、宮津高校の建築科が、こう整備してもらったという、ちょっとした看板でも立てておいたら高校生も自分らがやったとかいうような、そういうことにもなるし、若い人たちのアイデアが生かされて、そういった駅舎の一端を美化活動できたという形になれへんかというような、そういった声も聞いております。

そういったことも含めまして、その藤棚のことにつきましても、やはりもうちょっと整備されるかなと、できることではとったりしとるんですが、お考えがありましたらお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、棚そのものは、まだ何とか使えますので、修復をしなきゃならない部分もあるかと思えますけども、何とかあそこをうまく利用して、藤でない、藤も含めてでしようけど、バラになるのか、何かあそこを利用した、そういう美化を図るようなことができるかどうか、ちょっと思案をさせていただきたいというふうに思います。

やっぱりこれもずっと続けていく必要がありますので、地元あたりでそういうことがお好きな、ガーデニングなんかの得意な方が、そういうあれをしていただけると、これこそありがたいんですけども、ちょっとその辺は思案をするということでご理解がいただきたいとします。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ちょっと最後になりましたけど質問、通告書には書いてなかったんですが、同じ野田川駅の関連でちょっとお尋ねするんですが、自転車道で通学される生徒さん向きのことで、駐輪場を線路の向こう側に設置していただいておりますが、この開門時間が朝6時、夜8時30分という形で、夜8時半にはかぎがかけられるということで、利用された方が、いわゆる夜9時台とか10時台の列車で帰ってこられたときに、学生も乗っとる場合があると、そのときに学生は男ですから、ばばとかぎをまたいで自転車のところへ行くんですけど、ご婦人が、たまたま自転車道で利用されて帰ってこられた方が、まあこれ行けれへんわというような形で、非常に困っておられたという、姿を見たという形のことを聞きましてね、できたら駅員さんもおっしゃっておられたんですが、24時間、野田川駅も開いておるんだから、24時間開けてもらったらどうなんだろうというような思いの言葉をお聞きしたんですが、KTRとの協定と申しますか、そういったような形のことで、どういったことになってるのかと思って、ちょっとこれ質問、通告書もなかったことですので、お答えできなければ結構ですので、わかる範囲でお聞きできたらと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 申しわけないですけど、通告になかったもんで聞いておりませんので、また、聞いて議員さんのほうへもお答えをさせていただきたいとします。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） よろしくお願ひします。

先ほども申しましたように、橋立なり宮津の駅前なんか、非常に駐車場というものが、あつてないような状況ですので、野田川駅の広さというのは、何か活用できる場だと思っております。

大宮駅も、かなり台数とめるだけのスペースを持っておられますけども、あるようですけども、そういった意味で、できたら、そういった官舎をね、KTRとすれば、先ほどお答え聞きましたように、こちらが負担してやったもんならやぶさか、やってもらっても結構というようなニュアンスのお答えを聞いたんですけど、ぜひ一つの、地域の活性化のためにも何かそういうようなことが、また、そういうふうな補助がいただけるようなもんがあれば、活用していただいて、前向きの、また、検討材料に加えていただけたらと、このように思っております。以上で、終わります。

す。

議 長（赤松孝一） これで、小林庸夫議員の一般質問を終わります。

ここで30分まで休憩させていただきます。

（休憩 午後 3時16分）

（再開 午後 3時30分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、9番、家城功議員の一般質問を許します。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は通告しておりますとおり、教育に関する7点の質問をさせていただきます。子供たちは我が国の、そして、地域にとってもかけがえのない宝であり、我が町の子供たちは、我が町の財産であります。その子供たちが、よりよい教育をよりよい環境下の中で、誰もが平等に受けることが将来を担う子供たちを持つ親、そして、地域の願いであり、責任と誇りを持った社会人として、また、国際人として成長できる人材育成が大切ではないかと感じております。我が国では、昭和22年に学校教育法が定められ、同年に制定されました教育基本法に沿って学校教育が進められてまいりました。平成18年には、約60年ぶりに教育基本法が改正され、大きなところでは「伝統・文化の尊重、国と郷土を愛する」という、愛国心という言葉が新たに盛り込まれ、また、幼児教育、幼保のあり方も視野に入れた義務教育期間の9年が削除、また、新たに生涯学習の分野でも社会の必要性の明記がなされております。この教育基本法改正に伴う当町での取り組みや考えなども、今後、この議場においてお考えをお聞きしたいと考えておりますが、そういった質問の参考として、今回は、学校教育法の義務教育に当たる当町の小中学校の現状と考え方など、基本的な件についてお聞きしたいと考えております。

まず、1点目、現在の当町の小・中学校の学力は、全国水準から見て、どういう状況であるかであります。昨年、24年度には全国学力学習状況調査並びに京都府学力診断テストが町内の指定学校の指定学年の児童・生徒を対象に実施され、それに関する質問も以前、この議会において質問をさせていただきましたが、再度、どういった認識をされているのかお聞きいたします。

2点目、その結果の資料は、私の手元にもいただいておりますが、私を感じますところ、小学生は対象科目が国語、算数、理科。中学生は国語、数学、英語、理科で、全国的に基本問題は大体全国の平均、府の平均レベルと同じではあるが、各科目の応用問題や理科などについては、少し低いと感じております。そういった現状を踏まえ、それに対しての方針、また、対策などの考え方、取り組みはいかがな状況であるかをお聞きいたします。

3点目、電子黒板の活用は、その後どう取り組まれているのかであります。本議会でも、谷口議員が以前、有効的活用を取り上げられ、質問をされましたが、現在の状況はどうなっているのか。どういった活用がなされているのかをお聞きいたします。

私が調べましたところでは、例えば、問題をゲーム風につくったり、パワーポイントをうまく活用したり解説するなどして、問題を解いていく過程や考えることを、生徒が興味を持って取り組めるような使い方をして、子供たちの学力アップに活用されている例もあるとお聞きしておりますが、当町の現状についてお聞かせください。

4点目、道徳教育のさらなる充実が必要ではないかと感じているがであります、この3月いっぱい任期が終わりますが、私は、現在、中学校の役員をさせていただいております。そこで、子供たちと接する機会も多いわけですが、いつも感じることは、道徳心という部分でございます。

例えば、今の子供たちは、挨拶もできますし元気です。しかし、集団になると自分を主張しなくなったり、調子に乗ったり、ときには背伸びをしたりと、個々ではある程度できていることも、数人が集まることで、できないことが多いように感じます。自分の中では、悪いことだとか、いけないことだとかの判断はできているのに、それを言い出せなかったり、気持ちとは反対の行動をとったりということがよく感じられます。私は、子供たちが、これから大人になり、社会人として、また国際人として生きていく中で、一番基本となる部分の一つが相手への思いやりと自分への自信であると考えております。子供たちが堂々と、いいことはいいと認め合い、悪いことは悪いと指摘し、改めあえる道徳教育が必要ではないかと感じますが、いかがお考えでしょうか。

5点目、行政、学校、地域、そして、家庭が一体となった教育への取り組みが重要ではあります。今までから、町内の各学校において、いろいろな取り組みを進めていただき、行政、学校、地域と家庭が一つになった教育は、かなり浸透しているのではないかと感じてはおりますが、地域の方の中には、中学生の通学態度を注意したら、その日の防犯メールに不審者の声かけ事件発生という記事になり、その後、声をかけるのも嫌になったとか、細かなことを一々学校に連絡するのは気が引けるなど、地域の方にとっては、まだまだ学校というところが遠く感じておられる方も多いように感じますし、保護者の皆さんにおかれましても、学校に対しての理解や関心の少ない方もかなり多く、体育祭や文化祭などの行事には、多くの皆さんが参加されますが、参観日や総会などには、ほとんど出席されないという現状もございます。そういった中で、地域も家庭も、もちろん学校や行政が一つになって、子供たちの成長を見守ることはなかなか簡単ではないとは考えますが、どのようにお考えであり、取り組まれておられるのか、お聞きいたします。

6点目、学校現場の職員、すなわち先生の育成や指導についてでございます。学校に勤めている先生には、少し厳しい表現になりますが、この1年間、何度も学校に行き、授業も見学させていただきました。気になったのは、若い先生方の質であります。子供たちとは年齢も近いことから、親しみやすい存在ではあるのですが、来校された方に対しての挨拶や授業中での言葉遣い、また少し過剰過ぎるのではないかと感じるほどの家庭への電話連絡など、もう少し教育者としての自信と自覚が必要ではないかと感じております。

学校の先生は、大学や短大を出て採用試験さえ合格すれば、経験がなくても一人前の先生として職につかれます。弱冠22歳ぐらいの、大人としても余り世間が見えてないうちから先生と呼ばれ、社会人としても視野が狭くなりがちになる環境におられるわけですので、常識的な指導も、やはり必要ではないかと感じております。もちろん先生になられたら、私たちの想像以上に多忙な職務をこなされ、研修なども受けられ、大変な職業であるということは理解をしておりますが、しっかりとした社会人としての育成や指導体制を構築することも大切であり、そういった体制が望まれる保護者の方も多いと感じておりますが、いかがでしょうか。

最後、7点目、教育基本方針は、町独自で制定されているのでしょうか。教育基本法第16条には、教育行政について記されており、教育行政は国と地方が適切に役割を分担し、協力して行うことが必要である。国は基本制度の枠組みや全国的な基準の設定などを担い、地方はそれぞれ

の地域に応じて実際の教育の実施などを担うこととあります。

第17条では、教育振興基本計画について、教育基本法の理念を具体的に実現していくために、今後どのような教育施策を行い、それをいつまでに達成するかの総合的、体系的な計画を設定し、それを国民にわかりやすく示すことが大切であると記されております。ある解説の中には、地方においても、これに準じた基本方針を制定することも必要とあり、今回の質問に入れさせていただきました。

当町では毎年、年度ごとに学校教育の重点を作成され、それに基づいて教育推進がなされておりますが、それと同時に町独自の目標事項も明確にした中期的、長期的な基本方針を策定し、教育推進を一方では進めることも大切ではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

以上、教育について7点をお聞きし、1回目の質問とさせていただきます。

議長（赤松孝一） それでは、答弁を求めます。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 家城議員のご質問の教育についての答弁者、町長、教育委員長、私へと三方、3人を指定でございますけど、まず、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の現在の当町の小中学生の学力は、全国水準から見て、どういう状況かについてであります。学力の調査は、京都府教育委員会が実施しております、先ほど議員が紹介されました京都府学力診断テスト、小学校4年生、6年生、そして、中学校2年生が診断テストを受けております。それと全国学力・学習状況調査、昨年は議員がおっしゃいましたように抽出校でございました。6年生、中学3年生でございます。

それに、当町自身の取り組みでございますけれど、業者によります全国を対象とした標準テスト、学校のほう、我々のほうではCRTと呼んでおります。この点につきましては、小学校の全学年、そして中学校1年生を実施しております。

京都府学力診断テストは、学校によって、その差はありますが、与謝野町の小中学校全体としては、先ほど議員、述べられましたように、府の平均レベルだと言えます。それから、全国学力・学習状況調査も全国平均レベルとなっております。

また、先ほど紹介しました標準テスト（CRT）においても、小学校の低学年・中学年は、全国平均を上回っていますが、高学年では、全国平均レベルとなっており、課題が見え隠れしていることは事実でございます。先ほど、議員がご指摘になられた、そうした課題もあることは事実でございます。今後、町内全ての学校で、それぞれの平均を上回る学力を身につけるよう、それぞれの学校で鋭意、授業改善に取り組み、指導の充実に取り組みでまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の、それに対しての方針や対策などの考えはについてであります。方針としましては、当然、学力の充実、向上の方針を掲げております。そして、各学校の状況に即した学力向上プログラムを構築し、学び合う学習集団やコミュニケーション活動等を基盤に、あらゆる教育活動を通して言語活動を充実させる取り組みを進めるとともに、少人数授業やティーミングなどの指導方法の改善、少人数学級の指導体制を工夫改善し、一人一人の子に応じた指導の充実にも努めているところであります。さらに町全体として、学力向上対策委員会を設置しております。そして、その下に、さらに各中学校区ごとに、小学校・中学校一体となった学力向上

対策委員会を設置し、小中学校連携した学力充実と向上への取り組みを進めているところでございます。

次に、3点目の電子黒板のその後の活用はについてでございますが、議員仰せのように、昨年6月議会で谷口議員のご質問でも答弁させていただいてきましたが、各校に1台しか設置されていない状況であり、さらにテレビそのものが、電子黒板そのものが大きくて重量もある機器でございますので、教室間移動はなかなかできないという状況から、どうしても利用しにくい実態があります。電子黒板の機能としましては、先ほど議員も紹介になりましたように、教科指導において、視覚による教材提示、動画の取り扱いも簡便に行えますので、理科、社会の教科を問わず、全ての教科で活用され、児童・生徒の理解促進につながっております。しかしながら、情報システムに詳しい先生がいるなど、学校の状況によって使用状況にも差が生じていることも実態であります。各学校におきましても、学校連携によるスキルアップの研修や情報交流を進めるなど、一層の活躍に努めているわけですし、今後も、さらに活用ができるよう努めていきたいと考えておる次第でございます。

次に、4点目の道徳教育のさらなる充実が必要ではないかと感じているがについてでございますが、道徳教育は、教育活動全体を深化・統合するものであり、内面に根差した道徳的実践力の育成に各校で努めております。道徳の授業の中で使用される資料といたしまして、本町におきまして、議会の皆様方のご理解を得まして、市販の副教材を購入いたしまして、一人一人に給付して授業中に指導しております。さらに文部科学省の「心のノート」、また、京都府教育委員会が独自に作成しました「京の子ども明日へのとびら」を使用し、指導の充実を図っております。

次に、5点目の行政、学校、地域、そして、家庭が一つになった教育の取り組みが重要と思うが、考えはについてでございます。学校、家庭も地域の中にあります。子供も地域の中におり、子供は仰せのとおり地域の宝であります。当然、行政、学校、地域、家庭が一体とならないと教育の進展は望めないのは事実でございます。社会の大きな変化の中によって、地域、家庭の教育力が低下していると言われます中にありまして、国の教育改革、教育再生会議の提言を受けた中で、社会総がかりによる教育、子育てが提唱されてきました。

京都府教育委員会では、それを子供に包み込まれているという意識がされるような教育活動の基盤づくりが取り組まれていますように、本町におきましても、学校、教育の基盤、あるいはまた、子育ての基盤といたしまして、PTAをはじめとしました地域の諸団体、さらには関係機関と連携し、協力をいただいて学校教育の基盤づくりを推進しているところでございます。

次に、6点目の学校現場の職員の育成や指導はについてでございますが、人材育成は、ご存じのとおり大量退職の時代を迎え、教育現場において若手教職員の育成は喫緊の課題であります。京都府教育委員会によります各種の研修、与謝野町教育委員会といたしましても取り組んでいます研修、また、それぞれ各学校での研究会、研修会を通して、人材育成を行っています。また、京都府教育委員会が行う初任者研修、2年目研修、3年目研修とは別に、当教育委員会におきましても、独自の研修を実施しております、教育実践の交流や討論、指導主事の指導助言、さらには古墳公園や三河内郷土資料室を視察するなど、地域の資源や文化を体感することにより、地域を知り、地域の特色を学ぶを基本にした若手教員の研修を行っているところでもございます。

次に、7点目の教育基本方針は町独自で制定されているのかについてでございますが、議員、

先ほど紹介されておりましたように、都道府県までには、その基本計画というのは義務づけでございますけれど、それ以下のところには努力義務という形で位置づけられておるわけでございます。

当然、それは議員が仰せのとおり、その基本方針を策定し、それにのっとって当町の教育、社会教育を含めた、そうした計画を立てるということは非常に大切かとも思います。しかしながら、それにつきましては、非常に労力が要ることもございまして、なかなか取り組める状況にはないこともご承知のとおりの実事でございます。しかしながら、本町におきましては総合計画の中に、その指針となるべきことが規定されておりますので、それらを基盤にしながら、本町におきましては計画を進めていっているのが実態でございます。

そして、教育方針といたしましては、議員も先ほど紹介されましたように、毎年、京都府教育委員会の学校教育の重点を踏まえまして、与謝野町教育委員会といたしまして、その年度の重点課題を示した町の学校教育の重点を各学校・園に提示して取り組んでいるところでございます。各学校・園におきましては、その与謝野町学校教育の重点を基本に、各学校の実態に応じて課題を具体化して、教育活動を展開、推進しているところでございます。

今後は、議員懇談会の中でもご質問があったようでございますけれども、学校教育の重点につきましては、今後、地域にも積極的に情報提供することで、町の教育方針等への周知と理解をいただくために、与謝野町のホームページへの掲載等を検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） それでは、まず学力についてですが、こういった京都府、また全国の、こういう調査テストの結果は、こうやって資料にいただいておりますが、町内の各学校において、1学期、2学期、3学期という学期制になっております。また、小学校は随時テストをしていかれる。また中学校においては、中間、期末というテストをしていかれる。そういったテストの結果の状況というのは、町内全部把握をされておられますでしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。それは各学校、そして各教科、各教科担当の先生方が授業を行いまして、その到達と理解度等を、それぞれの工夫により、そして点検をしていくのが、いわゆるテストでございます。したがって、それは個々の先生方が自分の、簡単に言いますと教授力、それから授業のあり方なんかを点検していき、そして、それぞれ改善していきながら行うものであり、そして、その結果を、また評価、評定していっているという形でございます。したがって、その点数が、どれだけであったかということは、それぞれの教員が判断し、反省、振り返っていく、そして、次の教科活動、授業に生かしていくものだ、そのように私自身は思っておりますし、私どもも、私自身も教員のときは、そのようにさせていただきました。

そのために、子どもがそれを点検するごとく、その報告をまとめていることは、これはある意味では、個々の教員の教育活動に誤解を与えたり、場合によれば圧力になったりするものでありますので、どこの教育委員会も、それはしてないことだと、私は思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 今、教育長のご答弁の中で、圧力になるようなことかもしれないというご答弁で

したが、私が考えます教育行政というのは、それぞれの学校が、それぞれの独自の部分、また教育重点の中で、いろいろと考えられて教育が進められていると理解をしております。違ったらご指摘をください。

そういった中で、各学校の状況も把握した中で、こういうところは足りないんじゃないかなとか、こういうところをもうちょっと力を入れるべきじゃないかなとか、そういった助言もしていく役割を一部では担っておられるのではないかと、私は感じております。そういった中で、私の個人的なことですが、子供が中学校1年生におります。各1年間、中間、期末6回ございました。平均点を聞いてますと、信じられないような平均点の科目もございます。そういった中で、どういった、それぞれの先生が自分なりにチェックをして、それを全て理解をしてもらいながら、次の教科に進めるのかなということを考えますと、次から次へと新しい教科は進んでまいります。そういった中で、わからないまま、そのクラス全体が1年間終えて、100点満点で50点到達していない科目も多くございます。そういった現実をしっかりと把握した中で、行政として指導していったり、協力して課題をクリアしていったりということが大事ではないかと思うんですが、私の考えは間違っておるでしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。お考えが間違っているか、間違っていないかということにつきましての答弁は差し控えさせていただきます。

ただ、先ほどお答えしましたように、学校の各教科におきます、そのテストにつきましては、それぞれ、先ほど申しましたような指導を改善していく、工夫していく一つの手段にもなるものでありまして、そして、また、その点数が何ぼであったから、どうかということは一概に言えないと思います。では、私の前歴、前職の中で、例えばテスト問題、先ほど言いましたように中間テスト、期末テスト等を行うときに、生徒諸君によく言いました。この点数では、平均が60点になると思うと、そのように言っております。ほとんどの教員は、そういう形で問題を作成したりしると思います。したがって、その一つの予測しました、その点数というのは、必ずしも、こちらが想定した結果が出てくるものではございません。したがって、先ほど申しましたように、その点数を一々問題にするということは、個々の先生方が活用するものである限り、私どもがとやかく言うことではないと、私は、そのように思っております。

しかし、先ほど議員が紹介しました京都府の学力診断テスト、全国の学力・学習状況調査、そして標準テスト（CRT）、それらにつきましては、一つの取り組んでいる、施策として取り組んでいるテストでございますので、だから、それについての提供は当然、求めておりますし、そして、そこから見られる、その改善すべき点、力を入れるべき点と課題を見つけて、それらにつきましては、指導主事は中心にして、指導助言をしているところでございますし、先ほど紹介しました学力充実委員会等でも、そうしたものを分析、検討して、その学力の充実と向上に資しているところでございます。以上です。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 点数が全てではないというのは、私も同じ考えでございます。しかし、学校教育というのは何ぞやということになりますと、そもそも、うちの子も勉強はできないほうですが、何で勉強せなあかんのという子供は、うちの子だけではなく、多いと思います。そういった中で、

今、中学校で習っていることが、大人になって何の役に立つんだというへ理屈を言うのも、うちの子だけではないと思います。そういった中で教育というのは、一つの点数というのは理解をしたバロメーターではないかなと考えております。

なぜ理解をするかといいますと、大きく私が思う部分につきましては、大人になって壁にぶち当たったときに、どう自分で考え、判断し、そういった基礎になるのが学習、勉強ではないかなというふうに感じております。それが全てではございませんが、そういった能力を養うことが勉強していくということではないかなと、そういった中で理解度が40%、30%ぐらいの平均の中で、1年間のカリキュラムを終えられて、それを子供たちが理解してくれたという判断を学校側も、また、教育行政を請け負っておられる教育委員会のほうも理解されるというのは、私はいかなもんかなと。そういった中で、いかに子供たちが学ぶことを行えるかというのを、日々考えていただくことが大事ではないかと感じております。そういった中で、電子黒板ですが、非常にいい材料だというふうには感じております。

なぜなら、ただ、黒板を見て、先生が黒板に文字を書きながらしゃべっている姿を見ても、あまり今の子供は関心が持てません。しかしながら、テレビの画面にタッチをするだけで答えが浮かび上がってきたりとか、先ほども言いましたが、ゲーム形式だとか、パワーポイントなどの活用をうまくすれば、授業中も立ち歩く子も少なくなるでしょうし、画面に集中できるというような、現代人だからこそという教育が進められる部分も多くあるのではないかと、そういった中で、子供たちが関心を持てる授業をいかに提案し、いかに実施していくかということが、僕は大事だと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。まず、学習、学問の目的については、私は議員がおっしゃるとおりでございます。将来に何か、いろいろな状況に陥ったときに、それを打開したり、また、進めていくときに、それが力になっていくものであります。それが、私は学習の目的でもあり、そして、あるいはまた、学問のすることの意義だと、そのように思っております。

それとともに、子供たちが、その学習にどのように集中し、取り組んでいくためには何をすべきかということにつきましては、先ほどから何度も申しておりますけれども、各学校においては、そのテスト等の結果を分析、検討しながら、その授業改善に生かしたり、工夫したりして行っているわけでございます。どうしたら、子供たちが勉強に集中し、そして、我々が願っている成果を上げてくれるのかと、そのために何をすべきかということをいろいろ研修で、いや研究会で検討しているところでございます。したがって、電子黒板も、それは確かに議員ご指摘のように、一つのやはり有効な器機だと思います。しかしながら、先ほど言いましたように、その情報のツールに習熟している人と、また、全く新しいものだとして、なかなかなじめないことも、いる教員も大半です。

しかしながら、この電子黒板につきましては、やがて、この若い、これからの教員がふえてくるわけですし、彼らは、その情報化のツールには、いろいろ習得してきておりますので、彼らが、それを有効に活用し、教育学習活動に、それを生かして、一つの成果を上げてもらえるものと、私は期待しているところでございます。以上です。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番(家城 功) ぜひとも、学力につきましては、私の考えも教育長のお考えも同じようなところで、将来どういったら、どうしたらいいのか、そういった判断が非常に、やっぱり人生、長いこと生きておられますと、いろんな場面でいろんなところに遭遇してしまいます。そういったところで、自分がいかに答えを出せるかが一番大事だと思いますので、学力につきましては、できるだけ現状を把握していただきながら、行政と学校、また、当然、家庭でも地域でも同じことは言えますが、そういった役割の中で、学力向上に向けての取り組みをより一層進めていただければと思っています。

次に、人材育成の部分でございますが、先ほどもいろいろな、初任者研修だとか、いろんな研修を受けていただいておりますということは十分理解をさせていただいております。そういった研修の内容というのは、私は全く知りませんが、ある学校に授業参観をさせていただき、見学というか、させていただきまして、子供たちにしゃべられる、ちょうど国語の時間だったんですが、先生が、この問題がわからなくなったらというような表現をされたりとか。例えば、テストにチョー出ますよとか、そういうような国語の時間でありながら国語ではない、正しい国語ではない言葉が使われる先生、これはもう基本的な部分ではないかなと。

そういった教育をすることがいいのか悪いのかというのはわかりませんが、学校に子供を預ける親としては、そういった国語の授業の中で、国語ではない言葉が飛び交っている、それも先生のほうから発せられとるといような現状がございます。そういった基本的な、常識的な部分というのも研修なり、指導が必要ではないかと思いますが、再度、その辺はいかがでしょうか。

議長(赤松孝一) 垣中教育長。

教育長(垣中 均) お答えします。確かに国語の授業を例に出されましたけれども、やはり授業というのは基本的に、やはり標準語と申しましょうか、共通語で行うのが、これが基本だと、そのように思っております。しかしながら、場合によりまして、先ほどの議員の話もございましたように、子供たちをどう、その授業に引きつけていくかということになりますと、やはりその教員の、そのときの判断で、そうした言葉を使うかもしれません。それが全てであるということに對しましては、私も問題があると思います。私自身、加悦谷高校に、学校を出て赴任しました。大学は東京のほうの大学です。したがって、1年目は東京の言葉で授業しとった人です。もう2年目の終わりごろになりましたら、「先生、丹後弁だ」と言われました。

それは、確かに、その場の雰囲気というもので、言葉が多少違っていくことはあると思います。しかし、大切なことは、どうあるべきかということは抑えていく必要があると思っています。そのような指導は、また、改めてする機会もあろうと思いますので、それらにつきましては、一つのご指摘として受けとめさせていただきます。以上です。

議長(赤松孝一) 家城議員。

9 番(家城 功) 私の思いが少し偏りがちなのかもわかりませんが、先生というのはとうとうといつか、尊敬に値する職業であると私は常に思っております。そういった中で、私がPTAの役員をしておりまして、1年間の間に約50～60件の保護者の方から電話をいただき、先生についての苦情も当然、お受けさせていただきました。そういった中で、やっぱり言葉遣い一つにしても、挨拶一つにしても、先生が尊敬されるところまでいなくても、ばかにされない程度の、やっぱり人格なり質というのは大事ではないかなと、保護者の方にも当然、問題はございます。

もっと関心を持っていただき、行政にも学校にも関心を持っていただいた中で、いろんな思いを述べていただくことが僕は大事ではないかなと、保護者の方に対しても思いますが、そういうふうに思われる教員の方も少なくないという中で、やっぱりより一層、そういったご指導なり、話し合いなりをしていただくことが大事じゃないかなと、それが5点目に言いました地域、また行政、学校、そして、家庭が一带となった教育推進にもつながっていくのではないかなというふうに感じておりますので、よろしく願いをいたします。

あと、最後に町の教育基本方針につきましてですが、今の状況で、私もほとんど問題はないと思っております。しかしながら、適正化、適正配置につきましては、基本方針がきちっと明確になっております。そういった中で、町独自の学校に対する目標というもの、定めることも一つの学力推進につながっていく部分にはならないかなというふうに感じております。

重点の中で、いろんな課題を見つけていただきながら、毎年、改正されて取り組んでいただいている、それは非常にありがたいことですが、中期的、長期的な部分でも、こういった目標をつくるんだというような方針も必要ではないかと感じておりますが、再度、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。まず、学力問題につきましては、今まで何回も答弁しておりますように、本町の学校教育の重点で提示しているところでございます。それで、一つちょっと述べさせていただきますのは、一つは、その意味におきましては、先ほどちょっと、議員さんが紹介されておりましたように、いわゆる教育の機会均等ということで、国が全国的なものを一つつくっていきます。それが実際には学習指導要領というものになるわけです。それを受けて、今度は都道府県が、それぞれの施策をつくっていき、そして教育活動を推進していくことになります。

今度、私どもは、今度は京都府教育委員会の、その施策を、これは受け継いでやるべき、なければならぬわけなんです。そして、その上に当町の実態、風土、歴史、文化、そうしたものを踏まえて独自性を出していくということになろうかと思っております。その意味で、基本計画というのは当然、持つべきものだと思いますし、そして、授業というものは何をおきまして、計画性ということが、これは必要なことですので、今後の大きな課題だというふうに思っていますし、議員の要望として受けとめさせていただきます。以上です。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） ぜひとも、何度も、この議場でも言うておりますが、子供たちは町の宝であり、同時に財産でもあります。朝から悲しい事故が起これば、我が子でなくても悲しいです。活躍される人がおれば、我が子でなくてもうれしいです。

そういった中で、一人でも多くの子供たちが社会に出て困らない。また、胸を張って自信と自覚を持って生きていける、そういった教育を町全体で進めていく。それは、私たちの役目でもありますし、行政の担う部分もあると思っております。そういった中で、子供たちが健やかに成長していただけるように、今後も当然、家庭、地域も協力はしていかななくては、当たり前のことではございませんが、行政のほうも、行政のできることで、精いっぱいご尽力をお願いしたいと思っております。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） ありがとうございます。議員のご指摘等、真摯に受けとめて、今後の教育行政に

生かしていきたいと思います。

先ほど、ご質問ではなかったわけですが、教員は尊敬されるべき対象であると、だから、それに応えるようにやってほしいということでしたけど、答弁を求められませんでしたけれど、ちょっと話をさせていただきます。

私ども、まず、教員たる前に社会人たれということを言わせていただいております。そして、教員は、やはり将来の子供にとっては指導者なのです。その指導者に恥じないような、そうしたやはり言動というのは、これは必要なものだということは、事あるごとに、ある意味では指導をさせてもらっているところがございますけれど、私どもが指導するのが個々の教員というわけにいきませんので、一つやっぱり校長を通じたりして、その指導はさせてもらっているわけですし、研修会等で挨拶をするときに、私のほうがさせてもらっているというのが、これが私どもの仕事のあり方でございますので、一つご承知おきいただきたいと、そのように思っております。以上です。

9 番（家城 功） 終わります。

議 長（赤松孝一） これで、家城功議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

次回は、あす3月12日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 4時25分）